

シンポジウム あなたは、人を死刑にできますか？

・・・今の裁判手続で大丈夫かな・・・

2023年8月26日死刑シンポジウム@鹿児島

## 日置事件の報告

宮崎県弁護士会 前田 裕司

### 第1 日置事件の内容

#### 1 一審死刑判決事件

2019年3月～4月、鹿児島県日置市で起きた父、祖母等5名殺害の事件

→ 別紙関係図参照

→主たる争点は、被告人の責任能力

#### 2 判決概要

(裁判所の認定した罪となるべき事実)

- (1) 2019年3月31日から翌4月1日までの間に、祖母方において、父（当時68歳）に対し殺意をもってその頸部に左腕を巻き付けるなどして絞め付け頸部圧迫による窒息により殺害した
- (2) 前記日時場所において、祖母（当時89歳）に対し殺意をもってその頸部に左腕を巻き付けるなどして絞め付け、頸部圧迫による窒息により殺害した
- (3) 前記日時頃、祖母方から、父及び祖母の死体を運び出して自動車に積み込み、筆界未定地まで運搬した上、同所において、自らスコップを用いて掘つておいた穴に前記両死体を入れ、これに上から土や枯れ草を被せるなどして死体を埋め死体を遺棄した
- (4) 4月6日午後1時30分頃から午後3時9分頃までの間に、祖母方においてMの妻の姉（当時72歳）に対し殺意をもってその頸部を右手で掴んで絞め付けるなどして頸部圧迫による窒息により殺害した
- (5) 前記第4記載の日時場所において、伯父（父の兄）であるMの妻（当時69歳）に対し殺意をもってその頸部に左腕を巻き付けるなどして絞め付け頸部圧迫による窒息により殺害した
- (6) 同日午後3時9分頃から午後3時27分頃までの間に、祖母方において、Mの知人G（当時47歳）に対し殺意をもってその頸部を両手で絞め付けるなどして頸部圧迫による窒息により殺害した

(争点及びこれに対する判断)

裁判所は完全責任能力があるとの 50 条鑑定（赤崎鑑定）の意見を採用し、限定責任能力と判断した起訴前鑑定（山畠鑑定）の意見を排斥した。

### (1) 赤崎鑑定の概要

被告人は、妄想性障害に罹患し、その影響により、父以外の被害者らがMの仲間であるとの妄想様の観念（訂正不能な妄想にまでは至らないもの）を抱いていた。しかし、被告人は、妄想上の嫌がらせを阻止するための阻止行動（Mに対する抗議等）に出ておらず、妄想性障害の程度は軽微であり、祖母を対象とする妄想もなかったといえる。被告人が、妄想性障害や妄想様の観念の影響を受けて判示第 2 及び第 4 ないし 第 6 の各犯行に及んだことは否定できないが、そもそも被告人は、衝動的、攻撃的、自己本位的かつ他罰的な性格を有しております、このような性格が大きく影響して上記各犯行に及んだものである。また、判示第 3 の犯行に妄想性障害の影響は全くなく、判示第 1 の犯行時は興奮状態にあつただけであり、ごく自然な心理状態であった。

### (2) 山畠鑑定の概要

被告人は、Mと祖母が被告人を迫害し、抹殺、毒殺しようとしているという妄想を内容とする妄想性障害に罹患しており、この妄想の著しい影響によって、判示第 2 ないし 第 6 の各犯行に及んだ。また、被告人は、判示第 1 の犯行を行っている最中に、自閉スペクトラム症特性を基盤とした軽度の解離反応状態に陥ってしまい、自身の行為を認識することができなかった。

### (3) 裁判所が赤崎鑑定を採用した理由

赤崎鑑定は、本件各犯行時の被告人の思考や行動につき、司法精神医学の専門家としての十分な知識、経験を踏まえつつ、客観的事実関係に即して合理的に説明している。とりわけ、被告人がMに対する阻止行動等に出ていない点などから、妄想性障害の程度が軽微としている点は説得的である。赤崎鑑定は基本的に信用できる。

他方、山畠鑑定が述べるような内容の妄想があったとすれば、被告人がMに対する行動等をとっておらず、仮に父親の存在が阻止行動への歯止めになっていたとしても、祖母が所有する岩倉アパートから積極的に転居しようとしていないことなどを合理的に説明できない。加えて、山畠医師は、鑑定期間中、被告人の主治医も担当した上、途中から被告人を他の患者も入院している一般病床に入院させた上で面接を行うなど、被告人にストレスのかかる環境下で鑑定を行っていた。実際、被告人は、一般病床に移ってから、抹殺される旨の妄想を述べ、他の入院患者への首絞め行為に及ぶなどしている。山畠鑑定時において、被告人の妄想性障害が本件各犯行時よりも増悪していた

可能性は否定できない。 山畠鑑定は、具体的事実関係と障害の関連を合理的に説明できているとは言えず、中立性や鑑定手法にも疑問がある。また、判示第1の犯行時に解離状態にあったという点は、単なる興奮状態として説明できる。山畠鑑定は、本件各犯行時の被告人の精神状態を正しく評価しているとは言えない。

(4) 原判決に対する弁護人の疑問

- ア 直接の阻止行動に出ないことによって妄想性障害の程度が軽微だとする点
- イ 各行為を分断し健常者の視点から説明できるかという手法ではないか？
- ウ 最初の殺人後5日間も殺害現場に居続けて、5日後、来訪者を次々に殺害していくことの障害の影響が評価がなされていないのではないか？
- エ わざわざ、遠くへ行って死体を埋めた行為は、通常の証拠隠滅行為で説明し得るか？
- オ 山畠鑑定の手法への批判は正当か？ 入院させたことにより被告人の障害がより解明されたのではないか？
- いずれにしても、改めて、専門家による再鑑定が必要ではないか？

## 第2 原判決から控訴審の弁護人の活動状況

- 2020年12月11日 鹿児島地裁一審判決 →控訴申立て福岡高裁宮崎支部係属
- 2021年2月 宮崎県弁護士会の2名の国選弁護人選任（原審は3名）
  - バックアップ弁護団編成（宮崎県弁護士会メンバー6名程度）
  - 日弁連死刑弁護PTへの協力要請（会議へのzoom参加）
- 2021年2月 弁護人2名によるもう1名の弁護人追加選任の申出
- 2021年3月 宮崎県弁護士会長名による国選弁護人追加選任の申入れ
- 2021年3月 裁判所が追加選任しないと言明
- 2021年3月31日 弁護人と原審起訴前鑑定人との面談、意見書要請
- 2021年4月7日 刑事弁護センター委員へのカンパ要請
- 2021年4月12日 控訴趣意書差出最終日延長申請 →同年9月13日に決定  
弁護人追加選任の再度の申入れ →裁判所拒絶  
国選弁護人とバックアップ弁護団による控訴趣意書作成準備  
控訴審で再鑑定をさせることを目標に設定  
(淡路島での5人殺害事件で一審死刑判決が控訴審による鑑定で無期懲役となった例がある)

- ①原審での起訴前鑑定人の意見書
- ②原審弁護人が聴取した精神科医の意見書
- ③新たな精神科医の被告人との面談の上での意見書（日弁連死刑弁護P.Tによる協力）

2021年9月13日 控訴趣意書提出

事実取調べ請求として、上記3本の意見書、原審における二つの鑑定書、上記③の証人請求、被告人の母と妹の陳述書2通  
鑑定請求（弁護人の推薦する鑑定人田口寿子医師）

2021年12月23日 檢察官答弁書提出

2022年2月13日 控訴趣意書補充書提出（検察官答弁書に反論）  
2度にわたる裁判所での進行協議

裁判所による鑑定の採用 → 安藤久美子医師

2023年7月31日 鑑定書提出予定 → 2023年8月31日まで延期

以上

## 日置事件の時系列表

平成30年4月7日 第1事件（同じアパートの知人男性殺人）で逮捕

4月9日 第1事件で勾留（弁護人選任を拒否）

同日 A弁護士当番出動

4月11日 B弁護士当番出動

4月13日 D弁護士当番出動

同日 裁判所へ職権選任の申し入れ

C弁護士、A弁護士・職権により選任

4月28日 第1事件処分保留釈放と同時に第2事件（父と祖母の殺人）で再逮捕

同日から5月1日（勾留質問）まで、国選弁護人が付かない状態となるため当番出動の上申

5月1日 第2事件で勾留（弁護人は選任）

5月19日 第2事件処分保留釈放と同時に第3事件（親族の女性二人の殺人）で再々逮捕

同日～5月21日（勾留質問）まで 国選弁護人が付かない状態となるため、当番出動の上申

5月21日 第3事件で勾留（弁護人は選任）

5月31日 鑑定留置の決定

6月1日から8月31日午後2時まで 始良病院に鑑定入院とする鑑定留置

8月28日 鑑定留置期間の延長決定

11月30日午後2時 鑑定留置期間の延長満了日

11月27日 鑑定留置期間の再延長決定

平成31年1月16日 鑑定留置延長満了日

同日 山畠鑑定書提出

1月18日 檢察官による再々鑑定留置の延長請求却下決定に対する準抗告・却下決定

1月23日 起訴状 5名に対する殺人、2名に対する死体遺棄で起訴

1月24日 公判前整理手続に付する旨の決定

令和元年7月31日 公判前整理手続

検察官による裁判員の参加する刑事裁判に関する法律50条の規定による鑑定請求

10月10日 50条精神鑑定の決定

鑑定期間10月24日から令和2年3月31日まで。

10月24日午後4時30分 赤崎鑑定人の鑑定人尋問

11月8日～令和2年3月10日 赤崎鑑定人による被告人面接 計10回

令和2年4月13日 赤崎鑑定書提出

令和2年11月18日から11月27日まで公判審理

(このうち、2名の鑑定人の証人尋問は、11月26日から 11月27日午前11時まで)

12月1日 論告・弁論

12月1日から12月8日まで 評議

12月11日 判決宣告

即日、弁護人の控訴提起

シンポジウム あなたは、人を死刑にできますか？  
鹿児島県弁護士会

## 死刑事件に関する手続保障の重要性

---

笹倉香奈 Kana Sasakura, Ph.D

### 自己紹介

甲南大学法学部教授（刑事訴訟法）

研究テーマ：冤罪、科学的証拠、死刑制度、刑事訴訟資料の利用など

一般財団法人イノセンス・プロジェクト・ジャパン事務局長

SBS検証プロジェクト共同代表

## 講演の内容

1. 死刑と誤判・冤罪
2. 日本の状況
3. アメリカにおける状況
4. おわりに

# 01

## 死刑と誤判・冤罪

## 死刑と誤判・冤罪

「私はよほど以前から死刑廃止論に傾きながらも、なお長いこと慎重にかまえていたのですが、最後に断然廃止論に踏み切ることになったきっかけは、最高裁判所にいたときにみずから痛切に体験した誤判の心配の問題だったのです。……誤判の問題は死刑廃止論にとってもっとも決定的な論点だとおもうのです。……死刑はすべての利益の帰属主体そのものの存在を滅却するのですから、同じ取り返しがつかないと言っても、本質的にまったく違うのであります。その区別がわからない人は、主体的な人間としてのセンスを持ち合わせない人だというほかありません。……死刑事件における誤判の問題は、決して単なる理屈の議論ではないのであります。」

「イギリスには、「一人の無実の者が処罰されるよりは十人の真犯人が免れる方がよい」(ブラッカストーン)という法格言があります。……死刑事件については、たとい「百人」「千人」に一人であろうとも、いやしくも無実の者の処刑が許されてはならないのではないでしょうか。と言うことは、取りも直さず、死刑を廃止する以外にないということだと思うのです。」

団藤重光『死刑廃止論(第6版)』有斐閣、2000年 第II部第2章

## 死刑と誤判・冤罪

「死刑廃止論の一つの重要な論拠は、誤判が生じたときに取り返しがつかないということである。これはかなり決定的な批判的論拠であるといえよう。とりわけ、ここにいう「誤判」のなかには、被告人が真犯人かどうかという(犯人性に関する)判断ばかりでなく、責任能力等の判断の場面における誤判や、犯行全体における被告人の役割の大きさの評価の誤りとか、被告人に有利な量刑事情の見落としとかに起因する誤った死刑の言渡し、さらには被告人の生育環境の劣悪さが十分に評価されなかったり、脳の疾患等の生物学的負因が見落とされたりすることも考えられるからであり、それらすべてを考慮に入れるならば、誤った死刑判決は決して稀有な例外とばかりは言い切れないからである」

井田良「死刑制度の存廃をめぐって：議論の質を高めるために」

『死刑制度論のいま』(判例時報社、2022年)25頁

## 死刑と誤判・冤罪

無実の者に死刑を言い渡すという **冤罪** の問題

死刑がふさわしくない事件に死刑を言い渡すという **量刑誤判** の問題

**02**

**日本の現状**

# 日本の現状

1980年代の4つの死刑冤罪事件

免田事件

松山事件

島田事件

財田川事件

その他、飯塚事件、名張毒ぶどう酒事件など  
いまだ再審請求を続いている多くの死刑事件あり

飯塚事件はすでに執行が行われた後

名張毒ぶどう酒事件は、再審請求中にご本人が逝去

そして、袴田事件

## 死刑囚が再審で無罪となつた主な事件

### 免田事件

1948年に熊本県人吉市で一家4人が殺傷された。免田栄さんが83年に死刑囚として初めて再審無罪となつた

### 財田川事件

50年に香川県で闇米のブローカーが殺害された。谷口繁義さんが無罪を主張し、84年に再審で無罪

### 松山事件

55年に宮城県で一家4人が殺害された。斎藤幸夫さんは否認し、84年に再審で無罪

### 島田事件

54年に静岡県で6歳の女児が殺害された。赤堀政夫さんは否認し、89年に再審で無罪

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO67063160W0A201C2C1000/>

# 日本の現状

2023年3月14日朝日新聞紙面



会議場で講演する事で寺院を訪れた袴田さん=13日、佐野市役所前、代表撮影

# 袴田さん 再審決定

## 確定なら無罪公算大

東京高裁

捜査側が捏造可能性「極めて高い」

# 姉は 信じ続けた



小沢一郎氏に無罪判決も



「厳に真の自由を」90歳迎え

## 57歳の実

袴田さん

検察は再審受け入れよ

## 日本の現状

### ■死刑冤罪の存在

死刑事件以外にも、多くの冤罪事件が  
しかし、日本では、これらの事件の冤罪原因を分析し検証して、それを刑事司法制度の改革につなげるという動きが非常に希薄

⇒ 日本の司法における「否定の文化」

### ■量刑誤判がこれまでにあったか否かについては、検証されてもいい

→ 最大決昭和25年4月21日・刑集4巻4号666頁

刑訴法435条6号の「軽い罪」とは「確定判決が認めた犯罪よりもその法定刑が軽い罪」をいい、「量刑に異動をきたすがごとき犯罪の情状を標準とすべきものではない」

= 情状事実の評価の誤りを理由とする量刑不当の主張は、再審理由にあたらない

# 03

## アメリカの状況

# 03-01

なぜ「アメリカ」をみるのか？

## 国際的に見た死刑廃止国の数

1947年の段階で全面的な死刑廃止国は**8カ国**

1977年 16カ国

1988年 35カ国

2001年 76カ国

2011年 96カ国

**2022年 112カ国**

(事実上の廃止国等を含めると144カ国)

## アムネスティ・インターナショナル報告書

「2020年の死刑判決と死刑執行」(2021年4月公表)より

\* 2022年以降の報告書にグラフがないため、過年度のものを使っています

### 死刑廃止国数の推移



## アムネスティ・インターナショナル報告書2022 「2022年の死刑判決と死刑執行」(2023年5月公表)より

### 数字で見る死刑の潮流 2022

法律上・事実上の廃止国数: 144 (2021年 144)

すべての犯罪に対して廃止: 112 (108)

通常犯罪のみ廃止<sup>1</sup>: 9 (8)

事実上の廃止<sup>2</sup>: 23 (28)

1 通常犯罪のみ廃止: 軍法下の犯罪や特異な状況における犯罪のような例外的な犯罪にのみ、法律で死刑を規定

2 死刑制度を存続しているが、過去10年間に執行がなく、死刑執行をしない政策・確立した慣例を持っていると思われる国

存續国数: 55 (55)

●死刑執行件数: 883件以上 (2021年: 579件以上) 53%増加

※数千件と言われる中国を含め、十分な情報を得ていない国に関しては2件とカウント

●死刑を執行した国数: 20力國 (2021年: 18力國)

上位5力國: 中国、イラン、サウジアラビア、エジプト、米国

●死刑判決件数: 2,016件以上 (2021年: 2,052人以上)

●死刑囚の人数: 28,282人以上 (2021年: 28,670人以上)

## 2022年の執行国(アムネスティ報告書2022)

### 2022年に死刑を執行した国と件数



アフガニスタン〔+〕、バングラデシュ〔4〕、ベラルーシ〔1〕、中国〔+〕、エジプト〔24〕、イラン〔576+〕、イラク〔11+〕、日本〔1〕、クウェート〔7〕、ミャンマー〔4〕、北朝鮮〔+〕、パレスチナ国〔5〕、サウジアラビア〔196〕、シンガポール〔11〕、ソマリア〔6+〕、南スーダン〔5+〕、シリア〔+〕、米国〔18〕、ベトナム〔+〕、イエメン〔4+〕

**執行方法** アメリカと日本はいずれも「先進」・民主国でありながら、数少ない執行国に含まれる

**斬首**：サウジアラビア

**絞首**：バングラデシュ、エジプト、イラン、イラク、日本、ミャンマー、シンガポール、南スーダン、  
シリア

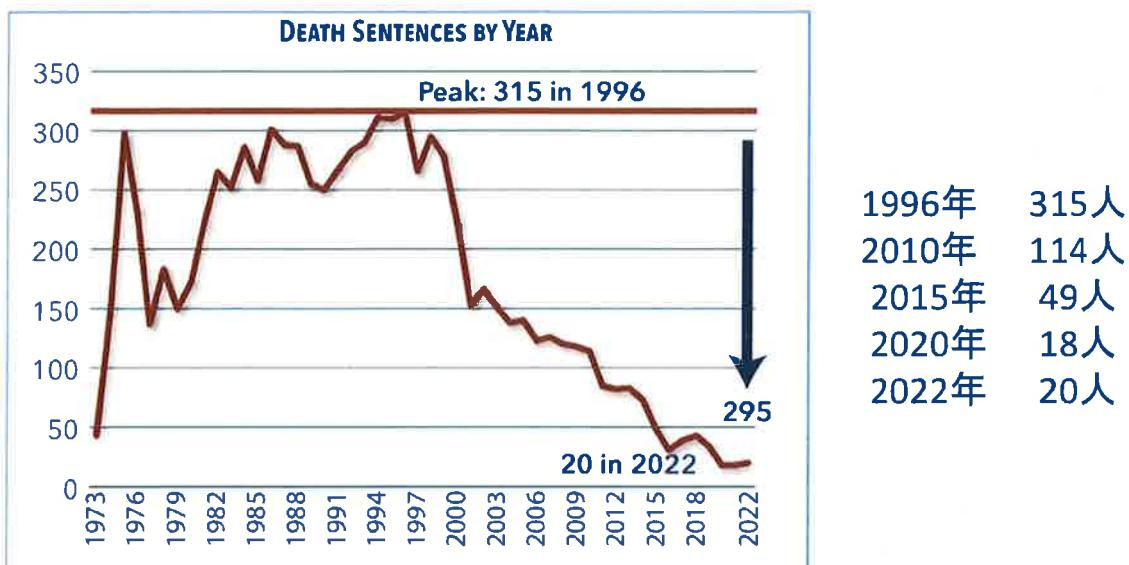
**致死薬注射**：中国、米国、ベトナム

**銃殺**：アフガニスタン、ベラルーシ、中国、クウェート、北朝鮮、パレスチナ国、ソマリア、イエメン

# 03-02

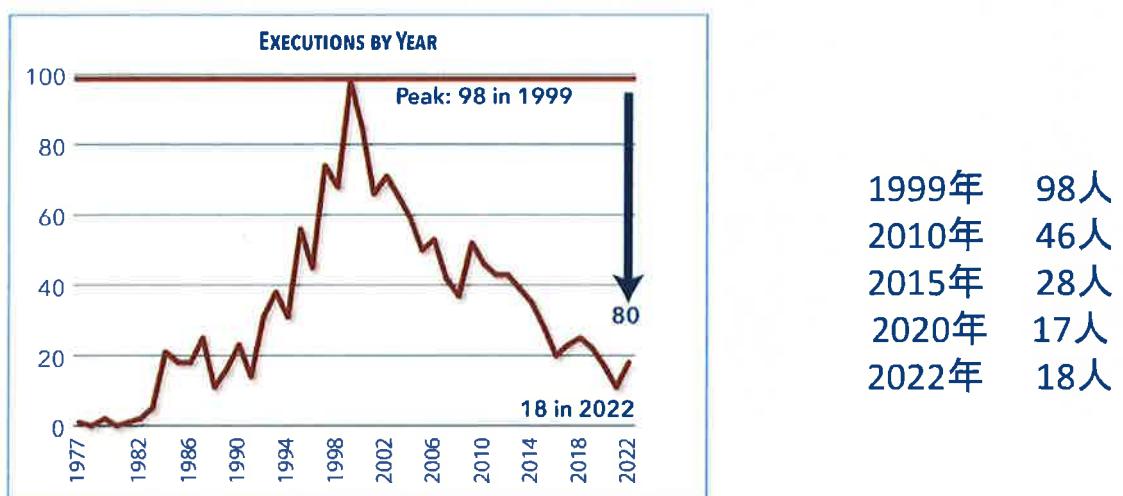
## アメリカにおける死刑制度の衰退

## 死刑判決を言い渡された人の数



<https://deathpenaltyinfo.org/facts-and-research/dpic-reports/dpic-year-end-reports/the-death-penalty-in-2022-year-end-report>

## 死刑執行数



<https://deathpenaltyinfo.org/facts-and-research/dpic-reports/dpic-year-end-reports/the-death-penalty-in-2022-year-end-report>

## 死刑廃止州、執行停止州の増加

廃止州の増加 ~ 50州中23州(+DC)

州知事によるモラトリアム(死刑執行停止)宣言

= 2011年以降 7州

オレゴン、コロラド、ワシントン、ペンシルバニア、カリフォルニア、アリゾナ、オハイオ

\* うちワシントン州は2018年に最高裁が違憲判決(2023年に法律上も廃止)

コロラド州は2019年死刑制度を廃止

\* さらに、連邦政府も2021年に執行停止宣言

\* オレゴン州は17名の死刑確定者全員を終身刑に減刑(2022年12月)

\* アリゾナ州は2023年3月に知事が死刑をしないと宣言

\* オハイオ州では死刑制度の全面的見直し(2020年以降)

死刑の法律上の廃止州 + 執行停止州

= 50州のうち28州(半数以上)

## 死刑執行州はごく一部

そもそも存置州であっても、実際に執行している州は少ない

アメリカ50州のうち、

過去10年間死刑執行のない州[廃止州含む] 37州

過去5年間死刑執行のない州[廃止州含む] 39州

2022年に死刑を執行した州 6州のみ

(テキサス、オクラホマ、ミズーリ、アラバマ、ミシシッピ、アリゾナ)

## 世論の支持低下

Are you in favor of the death penalty for a person convicted of murder?

— % Favor — % Opposed

殺人罪で有罪判決を言い渡された人に対して、死刑を言い渡すべきだと思います。



<https://news.gallup.com/poll/404975/steady-americans-support-death-penalty-murderers.aspx>

03-03

冤罪と死刑

## アメリカにおける冤罪の「発見」がもたらしたもの

### 〔アメリカの特色〕

- ・ 30年ほど前までは、アメリカの刑事司法には「冤罪はない」と信じられていた
- ・ アメリカのここ30年の歩み = イノセンス(無実)・パラダイムへの転換  
冤罪を認め、過ちを正すという司法文化の出現  
冤罪救済一原因究明一冤罪防止のサイクル  
検察庁の中にも冤罪事件を調査する部門の登場  
検察官が徹底的に抗告で「再審妨害」するような日本の検察官のあり方との違い
- ・ 多層的な取り組みの発展  
冤罪救済団体と検察官の協働など。お互いに協働・連携するような取組みの出現
- ・ 「三位一体」の改革  
冤罪救済+冤罪救済をしやすくするための制度・運用の改革+冤罪防止のための制度改革

## アメリカにおける冤罪の「発見」がもたらしたもの

1990年代から全米に広がった「イノセンス運動」

イノセンス団体の活動 → イノセンス運動 → イノセンス革命

1989年以降、膨大な数の冤罪事件の「発見」

DNA鑑定による雪冤事件の数 576 (うち死刑事件は35)

すべての雪冤事件の数 3315 以上

\* 全米雪冤者データベースより

<https://www.law.umich.edu/special/exoneration/Pages/about.aspx>

雪冤事件の分析 → 夷罪原因の発見 → 夷罪原因の発見に即した制度改革

- ・ 「イノセンス」というパラダイムからの刑事司法の改革  
目撃者の識別手続、法科学の各分野、取調べ改革、  
雪冤後の刑事補償制度、DNA鑑定を求める権利  
死刑制度の衰退

## イリノイ州の死刑廃止と冤罪

---

えん罪の問題が死刑廃止に向けての大きなきっかけとなったのがイリノイ州

- ・ 1980年代終わりから1990年代中ごろにかけて、9名の死刑確定者が雪冤
- ・ これを受けて、ノースウェスタン大学の冤罪研究センターが、1998年11月に「冤罪と死刑に関する全米会議」を主催
- ・ 会議には全米から600人以上が参加。その中には、31名の雪冤された元死刑確定者も。彼らが次々に登壇して実体験を語った。
- ・ それまで道義的な議論に終始していた死刑問題が、初めて生身の人間の問題として認識され、死刑と冤罪の問題が大きく報道
- ・ 2か月後、シカゴ・トリビューン紙がイリノイ州の300件の死刑事件における検察官の非違行為について連載を開始。その後も2000年にかけて死刑事件が次々に雪冤された

## イリノイ州の死刑廃止と冤罪

---

- ・ この状況を見たイリノイ州のライアン州知事は、2000年1月31日、全米で初めてのモラトリアム宣言をし、死刑制度を検証するための委員会の創設を発表
- ・ ライアン知事自身はもともと死刑存置論者であり、1999年には死刑執行を許可したことわざったが、その後の報道などに触れて、悩むようになる
- ・ ライアンは任期終了直前の2003年1月10日に4名の死刑確定者に恩赦を言い渡し、翌日にはイリノイ州の残りの**死刑確定者167名全員の減刑恩赦を宣言**
- ・ イリノイ州が最終的に死刑を廃止したのは2011年。ただし、イリノイ州の動きは他州に伝わり、ニューヨーク州やニュージャージー州、ニューメキシコ州などが2000年代に次々に死刑を廃止

## 死刑冤罪の発生率

2000年 リーブマンらの研究

1973年から1995年までの死刑判決を分析し、「誤判率」を計算

- ・ 総合的な誤判率は68%
- ・ 1審で死刑判決を言い渡された事件の2/3が上訴審やその後の手続きで「重大な瑕疵あり」として破棄

2007年 ライジンガーの研究 上訴審で瑕疵が修正されなかった死刑事件の誤判率は3.3~5%

2014年 グロスの研究 死刑事件の誤判率4.1%

# 03-04

量刑誤判と死刑  
スーパー・デュー・プロセス

## 死刑は特別な刑罰

---

死刑は特別である(death is different)

→ だから、死刑事件については、特別な手続が保障されなければならない

1970年代以降のアメリカの連邦最高裁判所の判例において一貫して判断され  
各州においては、死刑事件に特別な手續が整備

「超適正手続」 = スーパー・デュー・プロセス の保障

\* 死刑事件について他の事件と区別して扱わない日本との大きな違い  
とりわけ、量刑(とくに死刑を減輕する事情)の審理が異なる

## 日本では ...

---

日本では、**行為者の特性に関する広範な証拠調べをしない**

- ・「量刑誤判」を避けるために、本当に死刑に処してよいのか否かを慎重に判断しなければならない → 本来は、広範な行為者の特性に関する証拠調べが必要なはず
- ・被告人の疾患、これまでの生活史、家庭環境、生活状況など
- ・「行為責任主義」あるいは「犯情主義」により、一般情状は重視されない(犯罪事実とこれに密接に関連する事項が重視され、成育歴等その他の被告人の事情は重視されない)

→ このような死刑事件における量刑判断では、量刑誤判があるのは当然では...

Cf 「①犯罪事実(犯情それ自体に関わる事実)により量刑の大枠を決定し、②その大枠の中で一般情状事実を、刑を(微)調整させる要素として、...最終的な量刑を決定する」(司法研究『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』(2012年))

しかし、量刑誤判は再審事由として認められていない

## 対して、アメリカでは…

1976年 ウッドソン判決 Woodson v. North Carolina

ロバーツ判決 Roberts v. Louisiana

\* 義務的死刑制度は違憲であると宣言

・被告人に死刑の適用が問題になるときには、第8修正の基礎にある人間性への敬意からすると……個々の犯罪者の性格や経歴と、当該犯罪の事情が考慮されることが、死刑を科す過程においては憲法上不可欠のものである」

→死刑量刑は個別化されるべきだし、  
被告人各々の個人的事情の考慮が許されなければならない

## 対して、アメリカでは…

死刑判決を言い渡す際の恣意性を排除するとともに、量刑にあたって個々の被告人への注目がなされなければならない

← 犯罪だけではなく、被告人個人にも注目しなければならない

← 被告人個人のことを理解するために、死刑事件の量刑においては加重事由だけではなく、死刑を回避する方向に働く事由（減輕事由）が重要

ロケット判決 (Lockett v. Ohio, 1980)

陪審が考慮に入れることができる減輕事由を限定していたオハイオ州の立法は違憲

← 死刑よりも軽い量刑をもたらす可能性のある、すべての減輕事由を無制限に考慮することを認めなければならないという法理が確立してゆく

## 対して、アメリカでは…

連邦最高裁は1970年代以降、どのような制度や手続であれば憲法適合的かを個別事件で明らかにしてきた

- 1) 死刑の適用を狭く: 加重事由のある謀殺でなければ、死刑を言い渡すことはできない
- 2) 均衡: 死刑を言い渡しうる犯罪・犯罪者を厳格に  
ex. 少年、知的障がい者には死刑を言い渡すことができない
- 3) 死刑量刑の個別化: 減輕事由の存在によって、死刑を回避できる
- 4) **手続の信頼性の向上: 死刑事件においてはより高度な手続保障が必要**

Steiker & Steiker, Courting Death (2016) at 158

## 対して、アメリカでは…

連邦最高裁の判断内容を前提に、  
**各州は死刑事件の手続を立法・運用で「適正化」**

死刑相当犯罪・それ以外の犯罪は、**検察官による起訴判断の段階で区別**  
検察官が死刑を追求する事件は「死刑事件」として扱われ、死刑事件に詳しい弁護人が付される

**事実認定審理と量刑審理は二分、いずれにも陪審員が関与**  
**評決は全員一致制**

減輕証拠の提出は被告人の権利

死刑弁護はチーム制(弁護人2名以上+調査員+減輕専門家)で行う

## 対して、アメリカでは…

アメリカでは、死刑事件の弁護について、チーム制を採用  
2人以上の死刑事件を扱う資格のある弁護士、調査員、減輕証拠の専門家  
2003年ABA「死刑事件弁護人の選任と任務のためのガイドライン」

特に量刑に関する徹底的な調査が行われる必要があるため、死刑事件の被告人に対しては他の事件に比して手厚い資金補助

死刑事件については、大多数の州で人身保護手続段階においても公的弁護制度が存在  
→ コスト：カリフォルニア州では、一件あたり100万ドルといわれる  
\* 他州でも同様の金額：郡によっては死刑事件の費用を支払えない

## 対して、アメリカでは…

### 減輕事情の調査(MITIGATION)

弁護人の「義務」、被告人の「権利」として認められている

- 効果的な弁護を受ける権利(合衆国第6修正)の内容  
2000年 ウィリアムズ判決(Williams v. Taylor) 弁護人が減輕事情についての広範な調査を行わない場合には、Strickland基準(効果的な弁護を受ける権利)違反  
2003年 ウィギンズ判決(Wiggins v. Smith) 被告人の社会史について充分な調査を行わなかった弁護人の弁護は「効果的ではなかった」  
2005年 ロンピヤ判決(Rompilla v. Beard) 弁護人は量刑手続で検察官が使うことになっていた前科記録等入手し、その内容を精査すべきであった
- 減輕事情の調査は、専門家でないとすることができない  
→ 減輕専門家による調査

# 05

## おわりに

少なくとも、日本でも…

- ・ えん罪事件から学び
- ・ えん罪のみならず量刑誤判を避けるために

現状の死刑事件の手続の適正化を進める必要がある

# 日本の死刑事件の手続は適正か？

無謬性神話？  
現場射殺の話を持ち出すのは筋違いでは？

椎橋隆幸「死刑の認定・量刑に必要な適正手続とは何か」

『死刑制度論のいま』(判例時報社、2022年)

「わが国の刑事司法では、死刑は特別と考えられていないため、死刑の事実認定・量刑が非死刑事件と同じに取り扱われ、より慎重に、あるいは、より厚い手続保障がなされていないという批判が的を射ているかは疑問である。...わが国は、死刑事件について、様々な段階・場面においていかに慎重でかつ公平な態度で臨んでいるかを示したい」

「米国の死刑制度の運用に学ぶべきことは依然として多いが、私見によれば、全体としてみれば、わが国の死刑制度の運用の方が事実認定、量刑両面においてより慎重であると評価してよいと思われる」

「最後に、警察官の過剰な実力行使により被疑者を死亡させる問題について述べたい。...現場射殺は、事実認定、量刑、上訴というフル・スケールの裁判を受ける権利の保障を受けるどころか刑事手続きの最初の段階である捜査において被疑者の生命が奪われてしまうのである。死刑の認定が慎重な今日においては、死刑に値しない可能性が高い被疑者の生命を裁判を受ける前に奪ってしまう現場射殺の問題を議論の対象にしないことには大きな疑問を感じざるを得ない。現場射殺が多数発生する国の刑事法の運用は誇れるものではない。」

---

手続保障を尽くし、全ての事件において完璧に事実認定・量刑を行い、「死刑が本当にふさわしい事件」にのみ死刑を言い渡す努力

死刑判決の言渡し後も、何重にも渡り、執行までの間にチェックを行っていく必要性  
誤りが発見された場合には、それをしっかりと検証し、同じ誤りを繰り返さないようにする努力

それが日本において可能でないのであれば(私見は、そのようなチェックは不可能と考える)、死刑という刑罰は手続法の観点からも受け入れられない

ご清聴ありがとうございました

# 最近の再審判断に変化はあるのか

特集記事 檜田事件 静岡地法平26・3・27

## 証拠のねつ造可能性を認めた 画期的判断

小川秀世弁護士

### 事件の概要

1 檜田事件は、1965(昭和40)年6月30日深夜、伝清水市(現在の静岡市清水区)で発生した、強盗殺人・放火事件である。被害者は、味噌製造会社の専務一家4人。致命傷となる脛骨はほとんどなかつたが、被害者は合計40枚力所を刃物で刺され、ガソリン臭のする油をかけられて放火された。

2 事件から1年2カ月が経過した1967(昭和42)年8月31日、味噌工場内の味噌醸造用タンク内から、多量の血液が付着していた5点の衣類が所轄に入ってきて発見された。さらに、同年9月12日、桧田さんの実家からズボンの生地と切断面が一致するところが判明し、検察官によつて押収された。その結果、検査官は、冒頭陳述を変更し、犯行着衣はパジャマではなく発見された5点の衣類であると主張した。

3 7月4日、警察は、工場とその2階の従業員寮を被疑者不詳の令状により捜索し、肉眼で見える血など付着していないながらもかわらず、桧田さんのパジャマだけを任意提出させて押収したうえ、桧田さんに任意出頭を求め、深夜まで取り調べた。その日、検察は、報道機関にパジャマに血が付いていたという虚偽の事実をリーカーし、「血染めのシャツ発見」「任意出頭を求める」などという報道がなされた。(報地明人「桧田事件はどのように報道されたか——犯罪報道と冤罪」本誌17号(1999年)119頁)。警察は、すでに、根拠もなく桧田さんだけに狙いをつけていることは明らかだった。

4 1981(昭和56)年、桧田さんは、静岡地裁に再審請求を申し立てたが、1994(平成6)年8月9日棄却され、2004(平成16)年8月26日、東京高裁で即時抗告が棄却、2008(平成20)年3月25日に特別抗告が棄却されて第1次再審は終了した。

5 2008年4月25日、桧田さんが詐欺容疑で心神喪失であるとして、娘の秀子さんが詐欺容とならないと争った。その後、秀子さんが保佐人に選任されたことで、保佐人にによる再審請求がされた。この申立てに対する決定が、今回の静岡地裁の再審開始決定である。

### 決定の内容

- 1 2014(平成26)年3月27日、静岡地裁は、再審開始を決定し、あわせて死刑の執行の停止ならびに拘置の執行も停止した。これまでの再審開始決定ではなかったことであつた。
- 2 今回の決定では、まず、DNA鑑定についての判断から始められている。そして、STR型のDNAについては、本田教授の鑑定を一定の限度で信頼できるものとし、山田鑑定は汚染等の理由で排斥したものとし、山田鑑定はミトコンドリアDNAについては、一定程度の信用性を認めめた。その結果、「桧田の血液ときれる白半袖シャツ右肩試料(B型付着部)から抽出されたDNAは、桧田に由来するものではない蓋帯の衣類が被害者及び桧田以外のものである可能性がある」としたのである。

- 3 また、味噌漬けの生地や血痕の色は、長期間漬け実験においては、「5点の衣類の色は、味噌の中に入れられたことをかわせるものではなく、むしろ、赤味噌として製造されていた味噌の色を反映していない可能性が高い」とした。
- 4 こうして、5点の衣類等のDNA鑑定結果の鑑定報告書等を、新規明らかに隠匿されていた場合には、不自然」とした。
- 5 おおよそ5点の衣類の色に關する証拠すなわち弁護団が実施した3回の味噌漬け実験報告書等を、新規明白な証拠であるとし、これらの証拠により、5点の衣類が犯行着衣でもなく、桧田のものでもなく、後日作成されたものであつたとの疑いを生じさせるものとしたのである。

- 6 最も深刻に争われたのは、DNA鑑定であった。第一次再審では鑑定不能で終わっていたが今回は、弁護側は本田克也教授からも、検察側の山田良広教授からも、DNAを検出したとする鑑定結果が提出された。しかし、検察官は、本田教授の血液由來のDNA鑑定を拙く批評し、山田教授は、自らの鑑定は血痕でなく汚染物質のDNAを検出したものだから懲りはなく、本田鑑定も同じであるなどと主張したのである。
- 7 さらに5点の衣類に關して新旧証拠の総合評価をし、その後5点の衣類以外の新旧証拠の総合評価に進んでいる。
- 8 そして、5点の衣類に關する新旧証拠を総合評価しても、5点の衣類がねつ造されたものであるとの疑問は払拭できないとし、さらに、自白調書やパジャマ

マなど、5点の衣類以外についての旧証拠は、袴田さんの犯人性を推認させる力がもともと限的なものであるから、上記新証拠は、「無罪を言い渡すべき明かるな証拠」に該当するとしたのである。

ただし、日証拠について、上記のことより確定的なものとしたことから、これらに関する新証拠について触れなかった。

(2) DNA鑑定については、様々な科学論争が飛び交い、さまざまな論点が交錯していく中で、本決定は、これを非常に簡潔にわかりやすく整理し、適切に評価した。

4. 日証拠の評価の中で特筆すべきは、これまで、袴田さんが奪った預金の一部を預けた女性が、怖くなつて板垣したもので、自白を裏づける重要な証拠とされたてきた清水郵便局で発見された現金入り封筒についても、18枚の紙幣の記号番号部分だけがすべて燃がれていること、一部の紙幣に「イワオ」と書かれていたことなどから、「ねつ造の疑いがある」としたことがある。

5. そして、袴田さんは、「検査機関によつてねつ造された疑いのある重要な証拠によって有罪とされ、極めて長期間死刑の懲罰の下で身柄を拘束されてきた。無罪の蓋然性が相当程度あることが明らかになつた現在、これ以上……拘置を続けることは、耐え難いほど正義に反する。として、拘置の執行も停止したのである。

### 決定の検討

今回の決定は、拘置の執行を取り消したという結果も、従来の裁判所の枠を超えたものであったが、決定の理由の論述も、これまでの裁判所の判断方法とは違つていて、一言で言えば、「常識的でありやすい」論理ということである。とくに袴田事件の第1次再審における裁判所の判断と比較すると、その違いが鮮明に浮かび上がつてくる。そこで、可能な限り上記の比較をしながら、今回の決定を検討することとする。

1 常識的で簡明な論理

(1) 本決定は、今述べたおり、重要な事実や証拠について、常識的で簡明な論理によつて判断している。しかし、これは論理が大雑把であることを意味しない。むしろ、がっちりしてわかりやすい、いわば「観察方法が主として肉眼による」とはいえ、説明力

が必ずしも小さいといふことにはならない、肉眼で見て明らかに色合ひが違えば、誰が見てもそのような判定になるのであり、観察者によつて結論が異なることが多い」(48、49頁)として、実験の限界を踏まえながら、なお、その意義を十分に評価したのである。

2 すべての事実・証拠を合理的に説明できるか  
判事事件の事実認定においては、ともすれば、1つの事実を認定した後、それを絶対視して、そこから論理を展開して有罪を認定し、その認定と矛盾する事実は、可能性論で切り替えていくという手法がとられてきた。たとえば、第1次再審の即時抗告審は、弁護団の証拠主張を、「単なる抽象的な仮説ではない」がいつ造出ないなどと決めつけたうえ、それと矛盾する事実、たとえば白ステテコにズボンよりも多量かつ鮮明な血痕が付着していた事実は、「犯行途中でズボンを脱いだ可能性がある」などという可能性論で切り替えていた。

しかし、本決定では、常に、すべての事実や証拠を矛盾なく合理的に説明できるかを検討しながら論理を展開している。しかも、先に認定した事実を絶対的なものとするではなく、強弱はあるにしろ、あくまで可能性であることを意識して検討している。

すなわち、本決定は、DNA鑑定によつて、「5点の衣類が犯行着衣であり、袴田が着用していたものである」という確定判決の認定に相当程度疑いを生じさせたもののであり、特に袴田の犯人性については、大きな疑問を残せるものである」(決定書41、42頁)とした。

朱増濁け実験は、このようないい込みを打ち破るためにものであった。ただし、3回の実験のうち2つは、1年2ヵ月赤味噌に漬かつていると、生地や血痕が、5点の衣類と同じような色合ひになるのかを確認した、いわば再現実験であった。

再現実験の場合、裁判所は、再現が不正確であるとか、誤差があるからという理由で、実験 자체の価値をまったく否定してしまうことが、常であった。実際、第1次再審での黒木戸に附する実験などは、このような方法で排斥されていた。

しかし、本決定は、5点の衣類の生地や血痕の色が、実験の結果と異なっていることを指摘したうえで、こうした比較は、「厳密に数量化できるようなら、これが論理が大雑把であることを意味しない。むしろ、がっちりしてわかりやすい、いわば

さまざまな可能性を考えることは必要である。しかし、これまで裁判所は、ともすれば、被告人に不利な方向にのみ、かつ、常識的な判断を越えた可能性論を用いてきたところがあつた。

たとえば、「犯人は通常人の日常生活行動を逸脱した行為であるから、常識的な尺度から見た場合には不自然・不合理なところもある」(即時抗告決定書48頁)との考え方から「犯行着衣を取りあえず味噌タンクの味噌の中に隠すのが最も安全であると考えたとして不思議でない」(同50頁)などとさしてきたのである。

これに対して、本決定は、従業員として働いていた者の行動としてのさまざまな可能性を検討し、タンク内に隠せば発見されてしまう危険が出てこないこともよくわかつてははずだから、燃やしてしまおうが自然であり、捜索や仕込みの際に発見されなかつたのは、袴田さんが入れたものではないことを織わせるとしたのである。

4 調査を無条件に許容しなかったこと  
調査についての評価も、今回の決定の注目すべき点である。

第一審の清水典道元裁判官の告白によれば、当初は、45通の白羽調査すべてを証拠排除する予定であったが、合意に敗れ、有罪判決を尋くことになつたために、起訴当日の検面調査1通だけ採用することになったといふ。その結果、パジャマを着用して、たとする白羽の内容は、犯行着衣は5点の衣類とするところに従つて供述したことになるのである。しかし、この結論は、「もはや可能性としては否定できないものといえる」とし、「総合判断の際にも、この可能性を考慮して検討することが求められる」(50頁)として、この可能性を考慮したうえでの検討が重かれているのである。

5. さまざまな可能性の検討  
当然のことながら、事実や証拠を評価する際に、

その証明力の限界をさまざま角度から検討している。その意味では、非常に厳密な事実認定といつよい。

たしかに、この結論は、「警察官から端布が袴田の実家にあつた同居者の全ての衣類と一致しない」とつけられた結果……に過ぎないとみる余地があるのである」と

# ねつ造のハードルを越えた 榜田再審最高裁差戻し決定

した。  
いすれか取調べの実態を踏まえて、現実的な可能性を考えたうえでの判断と言ってよい。

## 5 警察官による証拏のねつ造の可能性

そして、内容的に最も衝撃的ともいわれているところが、5点の衣類について、警察官による証拏のねつ造の可能性を認めめたことである。  
これまで、無罪になつた多くの事例で証拏はつ造が疑められたことがあった。とくに、静岡県下では、幸浦、二俣、小島と最高裁で棄棄されて無罪が確定した3つの強盗殺人事件で、いずれも自日の強要と秘密の暴虐の偽装が疑われたが、裁判所は、捜査機関に配慮してか、自由の信用性を否定しながら、任意性の否定には消極的であり、ねつ造の可能性にはまったく触れなかった。こうした裁判所の姿勢が、捜査機関の横暴を許してきたことは間違いない。

これに対して、今回の決定は、はつきりと警察官による証拏のねつ造の可能性を認めたのである。このような認定に至ったのは、第1に、本件では5点の衣類が犯行着衣でなければねつ造証拏しかありえないし、それにふつて、はじめてすべての事実や証拏を合理的に説明できるからである。

第2に、違法・不当な取調べによって作られた虚偽自白はじめ、前述の清水駅便局で発見された焼かれた紙幣、さらには決定で削除されてしまひながら、上の留金がわかつた状態での裏木戸の侵入、脱出実験など、他にも警察官によるねつ造が強く疑われる証拏がいくつも存在したからである。

第3に、本件のような重大事件で、警察官が証拏を行なうと、その結果48年間も榜田さんを拘束してしまったことに、裁判官が、本当に強い憤りを覚えたといういうことであろう。その結果、「耐え難いほどの大不正義」と感じて、死刑執行停止だけでなく、拘置の執行停止まで認め、榜田さんの釈放させたことにつながつたものである。

## 6 結語——裁判員裁判の影響か

以上のような今回の決定の事実認定の特徴を検討していくと、裁判員裁判の影響があるのではないかと思えてならない。陪審的でわかりやすい判断、調査を重視しない姿勢等は、裁判員裁判の特徴で

小川秀世

(おがわ・ひでよし 静岡県弁護士会

1952年、愛知県生まれ。1979年、静岡大学人文文学部卒業。司法研修所第36期修了。1984年、弁護士登録(伊藤伸哉・伊藤洋介・寺内伸一)。榜田事件専属弁護士事務所長。本件は榜田事件再審弁護団(なまこないズボン)で所長候補・検査・榜田事件(現代人会社、2003年)がある。

1 榎田事件において、2020(令和2)年12月22日、最高裁は静岡地裁の再審開始決定を取り消した東京高裁決定を取り消し、同高裁に差し戻す決定をした。ただし、再審を開始すべきとした2名の少數意見があつた。

本決定は新証拠である本田亮也教授のDNA鑑定とこそ濫用がべき実験報告書<sup>1</sup>が、刑訴法435条6号の「無罪を言い渡すべき実験結果」に当たるか否かという点のみについて判断し、前者については微量かつ劣化した試料のDNA検査の困難性を克服しているとはいひ難く、本田鑑定において検出されたアリルが血液由来のものであると確定することはできない<sup>2</sup>として、本田鑑定が上記証拠にあたるとした再審開始決定の判断を覆した東京高裁決定を正当であるとした。

これに対して、後者のみこそ濫用実験報告書については「この点に関する専門的知見について審理を尽くした上での判断とはいい難い」とし、「原決定を取り消さなければ著しく正義に反する」としてメイラード反応その他のみこそ濫用(5点の衣類に付着した)血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等を調査するなどした上で、「血液の色調が、5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入られられて1年以上みそ濫用されたことの事実に合意的な疑いを差し挙むか否かについて論ずることとする。

3 こそ濫用実験報告書について、本決定は「みそ濫用にされた血液の色に関する争証拠が、旧証拠と同じである」として本構ではこの点を中心にはこの点を本決定について論ずることとする。

1 刑判秘典2014(平26)・3-27UECX/B3255032019。  
2 こそ濫用実験報告書は全額3通あり、いずれも血液を付着させた衣類をみそ濫用にした。(1)市販の衣類とそとあまり(みそ)の脇差選出で出てくる液体)を処理して、20分もばさまざまだかしい状態が再現できることを示したもの。(2)市販の衣類とそと1年2ヵ月間置けたもの、(3)市販の衣類とそと1年2ヵ月間置けたものの、の3種である。

総合して、5点の衣類が同日（筆者注：1966〔昭和41〕年7月20日）を着用する以前に1号タンクに入られることに合理的な疑いを生じさせるような証明力を有する場合、A（筆者注：財田氏のこと）が同日以降に5点の衣類を1号タンクに入れることがほとんど不可能であることから、Aの犯人性の認定にも合理的な疑いを差し狭む可能性が生じ得る」ときわめて重要な判断を示した。

上記部分では、5点の衣類が1号タンクに入られた時期について2つの可能性があることを認めている。すなわち、1つは1966〔昭和41〕年7月20日前の可能性であり、もう1つは、それらの衣類が発見された1967〔昭和42〕年8月3日ないしその数日前（以下、「発見直前」という）に入れた可能性である。すなわち、1966〔昭和41〕年7月20日に1号タンクには新たなるこそ材料が大量に仕込まれたが、1967〔昭和42〕年7月25日からはできあがったみぞが出血のために取り出されており、みぞが少しひびつた発見直前であれば、1号タンクの底部であつても5点の衣類を入れることは可能であったからである。そしてその場合は、衣類を入れたのは財田氏以外ということになる。財田氏は前年8月18日に逮捕されているからである。

4 ところが、後者の可能性、すなわち発見直前に入れられた可能性は、これまでとともに検討されることがなかつた。すなわち、確定判決等では、何の根拠もなく「昭和41年7月20日に新しく糞便を仕込んだ後はタンクの底部にこれらの衣類を懸すこととはほとんど不可能と思われる。（原控訴審判決）とされただけであった。

5 この点について、1つのエビソードがある。かつて私は、事実認定研究会という研究会に参加させていたいたいことがあります。そこで財田事件の上告審において担当調査官であった改築部保夫元北海道大学教授とお話し合っていたところからです。当時は、本事件の第1次再審が懲罰地裁に係属していた時期であり、私が、まだ弁護士になって数年の頃であったが、渡部先生は、本事件についても気楽に話をしつけ込まれていたものであることが明らかであつて、くだけた。その時点では、渡部先生が事件を担当し

発見の直前に同タンク内に入れられたものとは考えられない」と簡単に認定されていた。前掲注2の①によれば、この論理は、5点の衣類が犯行着衣であり、それがそのまま現行着衣であり、それが5点の衣類が犯行着衣であるとの認定により、財田氏に対する有罪判決はゆるがないときてきた。そしてこの点に衣類が犯行着衣と認定された理由は、1号タンクに入れられたのは事件直後であったとされたからである。

6 ところが、後者の可能性を裁判所がまことに受け入れたのは、強引な偏見があつたからであろう。つまり、発見直前に5点の衣類を入れたのであれば、ねつ造工作であった可能性が強い。ねつ造工作をしたとすれば、警察である。しかし、確定判決等は、警察によるねつ造工作などありえないと考えていたのである。これが偏見である。

5点の衣類の血痕のDNAは財田氏のものでも4人、5点の衣類の血痕のDNAは財田氏のものでも4人、の被害者のものでもないとする本田鑑定が受け入れられたこともあって、5点の衣類は警察によるねつ造証拠の可能性があると判断された。ところが、本田鑑定もみそ掛け実験報告書も否定した差戻し前の東京高裁は、「確定判決の認定は、前記の確定判決等の「偏見の論理」や第1次再審の最高裁の「偏見の論理」、さらには差戻し前の東京高裁の「偏見の論理」をいずれも採用しないことを宣言した」としている。つまり、これまで本事件において高く立ちふさがつていたねつ造の偏見の壁を最高裁は打ち破つたのである。

7 本件は、5点の衣類が犯行着衣であるとの認定である。

7 本件は、5点の衣類が犯行着衣であり、それが5点の衣類を説明すると、渡部先生は、言下に「警察は、松山事件や弘前事件のときのように、少し血を振りかけるくらいはやりますよ。でも、警察がこんな大がかりなねつ造をするはずがないでしょう」と言われたのである。それまでの話とは違ひ、これは事実や証拠に基づかれておらず、ここで、議論は終わってしまった。

いまみると、渡部先生も、5点の衣類について、「警察のねつ造などありえない」という偏見を持たれていたのだと思う。

6 今回の差戻し決定には、ねつ造という言葉はどうこにも使われていない。この点は、最高裁がねつ造の用語を使うことを意図的に避けたからと思われる。しかし、本決定が、特別の事実や証拠が加わったわけでもないのに、5点の衣類が洋服直前に財田氏以外の者によって1号タンクに入れられた可能性があることは早急に失掉するといわざるを得ない」とと判断したことと同様である。上記のように死刑判決でありますながらあまりにぎさんた認定がなされていったといふべきだ。

7 本件は、最高裁は、再審開始は認めなかつたものの、確定判決が誤判であったことをここで認識するに至つたはずである。

これは、財田事件の最高裁の差戻し決定が、再審開始は認めなかつたものの「確定判決が公示する結果だけでは中立人を強盗殺人罪の犯人と断定することは早急に失掉するといわざるを得ない」とと判断したことと同様である。上記のように死刑判決でありますながらあまりにぎさんた認定がなされていったといふべきだ。

8 本件が死刑事件であるにもかかわらず明らかな誤判であったという衝撃的な認識が、最高裁が本事件を差戻した原動力となつたのではないかと推測できる。

8 そうすると、次に問題となるのは、本決定のみで濫用される等として画期的な法解釈を切り開いた面決定を生み出したと考えられる。そして同様に、本事件が死刑事件であるにもかかわらず明らかな誤判であったという衝撃的な認識が、最高裁が本事件を差戻した原動力となつたのではないかと推測できる。

9 本決定の少數意見は決定の中で、「確定判決及び第1次再審請求審では、5点の衣類が長期間のみを遺けさせたことは当然誤されたが、かかる推定の明確な根拠は示されなかつた」と述べている。しかし、これは意見部分ではなく事実を述べているにすぎないこと、まだこの事実は、弁護人がこれまで再三指摘してきたことであることからしても、多数意見もまったく同じ認識であると考えられる。つまり、5点の衣類は事件直後に入れられたとした確定判決等の認定が、「明確な根拠」もないと、すなわち偏見によるものであつたことを、最高裁ははつきりと認識した

5 厚生省51・1・12刑集30巻9号1673頁・LEX/DU24005420。

6 前掲注2の②のもとを脱け実験報告書。

7 前掲注2の③のもとを脱け実験報告書。

した」とし、検察官が提出した中西法明准教授の意見書（以下「中西実験」という）につついても、「衣類に付着させた血液の色は、遅くともみそ濁けから30日後には黒くなり、5か月後以降は赤みが全く感じられない」と評価した。

ところが、本決定は、「現時点で提出された証拠は、1年余りみそ濁けられた血液に5点の衣類が発見された当時のように赤みが残る可能性があるのかを判断するには十分なものとはいえない」とし、「メイラード反応その他のみそ濁けられた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等を調査するなど」することが必要であるとした。

しかしながら、上記の実験結果から導かれることが

① みそ濁けの時間が長くなれば血液の色は次第に濃くなり、1年2カ月も経過すると、いずれの場合にも血液の色は黒色に近くなる

② 血液の色に赤みが残ったのは入れた直後から数カ月の場合以外になかった

③ みそり色が濃くても薄くても、①②は変わらない

ということである。しかも、本決定では触れられていないが、

④ 事件直後の1号タンクには色の濃い1年前に仕込んだ赤みそや返品みそが入っており、犯行着衣であればその中に隠したことになるのだから血液の色の黒色化はより速くなつたと考えられる

さらに、

⑤ 血液が黒色になるのは、マイロード反応によるものであるとの専門家の意見がある

⑥ 検察官は、1年2カ月みそ濁けになつても血液に赤みが残る可能性がある条件すら主張できなかつた

という事実も付加できる。そうであれば、血液の色の赤みが消え難くなる理由が科学的に厳密に明らかにされなくても、1年2カ月間みそ濁けになれば黒色に近くなることは間違ひなく、赤みが残つていた5点の衣類は、発見直前に入れたとしたしか考えられない。したがつて、みそ濁け実験報告書等を「無罪を言い

渡すべきことが明らかなる」新証拠として再審を開始すべきであったと考へられる。本決定において2人の裁判官は再審開始という考え方であつたのだから、とても残念である。

9 本決定は、再審開始を認めたものではない。しかし、これまでねつ造の脛見に囚われて、正面から論じることすら拒否されてきた問題について、最高裁は正しい論じ方を示したものである。しかも、その中で、確定判決が誤判であることを認めめたのである。

ただし、同じように最高裁が差し戻した財田川決定と大きく異なるところは、確定判決の誤りについて財田川事件ではなくてもわかつて論じなければならぬなかつたが、本決定は、当然のこととして論じただけであつたといふことである。それほど明白な誤りでもりながら、これまで開始決定をした鶴岡地裁以外の裁判所は、弁護人が繰り返しぬつ造の可能性があると主張してもまったく聞くこともしなかつたのである。

裁判における脛見が、裁判所の判断に大きな影響を与えることがあるということである。

ともあれ、こうして再審への道筋がはつきりひとづけられたのである。おとはこの道を再審開始というゴー

ルに向つて、できるだけ速く進んでいかなくてはな

らない。現在、鶴田幾さんほ85歳、姉の秀子さんは

88歳である。  
人

# 袴田事件差戻し審の争点と展望

2023年1月17日

袴田事件弁護団事務局長

弁護士 小川秀世

## これまでの有罪判決及び再審開始を棄却した裁判所の認定

事件の1年2ヶ月後発見された5点の衣類が、①犯行着衣であり、②袴田巖さんのもの（自白は補助的な証拠）

### 【5点の衣類が犯行着衣と認定された理由】（控訴審判決）

- ① 衣類に血がついている、損傷部分がある、発見場所が現場に近い等
  - ② 「事件後の昭和四一年七月二〇日に新しく味噌を仕込んだちはタンクの底部にこれら衣類をかくすことはほとんど不可能と思われること」
  - ③ 「その他記録を検討しても本件と関係なくこのような場所にこのような血染の衣類が入れられたことをうかがわせる出来事は全く認められないこと」
    - ①は、犯行着衣かねつ造かを区別できない
    - ②は、発見直前に入れた可能性を無視している
    - ③は、ねつ造の可能性をまったく無視している
- ①～③が誤りであることは明らか
- ※根拠にならない①～③以外、犯行着衣であるとする根拠は何もなかった

## これまでの有罪判決及び再審開始を棄却した裁判所の認定

### その2

(犯行着衣であるとの認定が誤りであるとの弁護団の主張に対して) 1次再審の最高裁決定（2008年3月25日）は、「5点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長期間みその中につけ込まれていたものであることが明らかであって、発見の直前に同タンク内に入れられたものとは考えられない」とした。

➡ 衣類や麻袋を見ただけで「長期間みその中につけ込まれていた」ことなどわかるはずがない。

#### 【最高裁が不合理な認定をした理由】

こう言わないと「5点の衣類が犯行着衣である」という認定ができず、誤判であったことになってしまう。

## 2020年（令和2年）12月22日最高裁の 差戻し決定の内容

みそ漬け実験報告書等の新証拠を検討した上で、5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入れられたものか、発見直前に入れられたかを明らかにするために血痕の色調の変化の要因等の審理を求めた  
⇒ 血痕の色によって入れられた時期が判断でき、それによって、犯行着衣か否かが判断できる

最高裁は、はじめて5点の衣類が発見直前に入れられた可能性（ねつ造の可能性）を認めた=これまでの裁判所の判断の誤りを認めた

⇒ そうであれば、直ちに再審を開始すべきであった（審理をして検察官に立証の機会を与える必要はなかった）

## 裁判所の判断の対象と方法

血痕の色調の変化に関する新証拠とその他の証拠との総合評価によって、5点の衣類が犯行着衣であると認定できるか否かが問われている

- (1) 5点の衣類の血痕には赤みがあった
- (2) 再審請求においても「疑わしきは被告人の利益に」が適用される

- (A) 1年2か月間のみそ漬けでも赤みが残ることがある → これだけでは犯行着衣であると認定することはできない
- (B) 1年2か月間のみそ漬けでは赤みが消えてしまう → これだけで犯行着衣であることには疑問が生じる

## 発見当時の5点の衣類の状況

開



## 1号タンクとはどんなところだったのか

- ・タンクは約2m四方
- ・上にはビニールが被せてあつた
- ・長靴を履き、はしごをかけて中に入る
- ・スコップによる作業が必要
- ・タンクの高さは167cm（袴田巌氏は、身長162cm）
- ・深夜、時間もかかるし、音もたてることになる
- ・電灯もつけなければならない
- ・当日、宿直室（入口の左横）には、別の従業員が宿泊していた



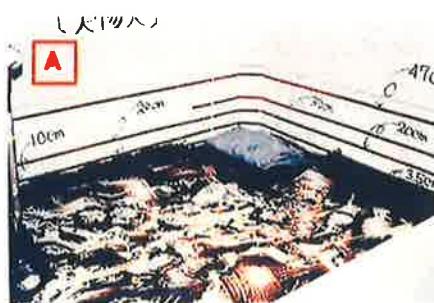
## 事件前後の1号タンク

(開)

- 1 1号タンクには返品みそ（※）が入れられていた
- 2 事件発生から4日後の昭和41年7月4日に、警察によって1号タンクも含めたみそ工場全体の搜索が実施された
- 3 昭和41年7月4日、搜索の後、1号タンクのみその在庫調べが行われ80kgの返品みそが入っていることが確認された
- 4 昭和41年7月20日にみそ材料が4トン余り仕込まれた（その後と合わせて8トン）
- 5 翌昭和42年7月25日以降、熟成したみそを取り出し始めた
- 6 昭和42年8月31日に5点の衣類入り麻袋が発見された

※返品みそは色が濃いため、新たに醸造した（薄い色の）みそと混合して赤みそが作られていた

(80kgの味噌による)  
味噌タンク実験 (1989年7月9日実施)



開

80kgの味噌は、  
タンク内では平均  
の厚さ約1.5cm  
(写真A, B)

どうしても底が見  
えてしまう位の量  
(写真A, B)

衣類入りの麻袋を  
みそで隠せば、そ  
こだけ山になってしま  
う(写真C)

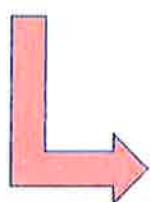
2008年4月14日付味噌漬け実験報告書



様々な衣類・血痕  
の状態を作ること  
ができる



5点の衣類に類似  
した衣類に血液を  
付着させ5日後に  
赤みそたまりの  
液に入れて15分  
間踏みつけた



麻袋から取り  
出した状態

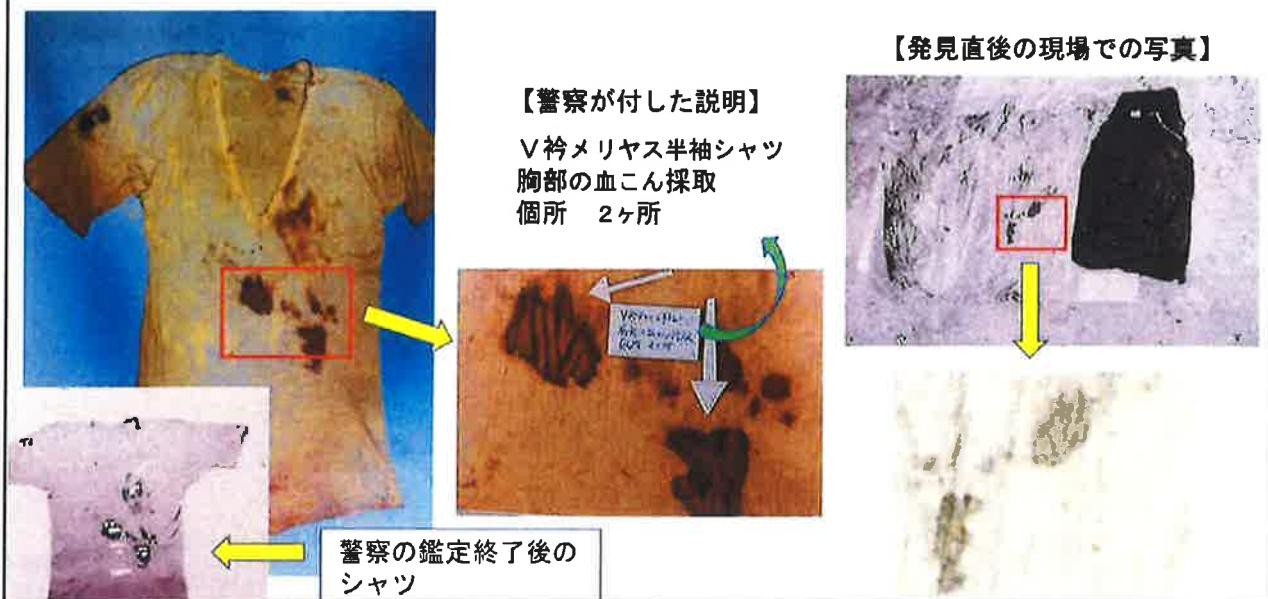


たまりだけに1分位  
浸したもの



## 白半袖シャツの血痕をそぎ落としたような跡=ねつ造の痕跡

開



## さまざまな条件でのみぞ漬け実験

→

みぞから出た液体（たまり）が血痕にしみ込むだけで黒褐色になる

### 色変化実験報告 そのⅠ

赤みぞ 1時間放置 みぞ漬け12時間



### 色変化実験報告 そのⅡ

白みぞ 付着直後 みぞ漬け4時間



### 色変化実験報告 そのⅢ

一麻袋の影響を検討一  
白みぞ 付着直後 みぞ漬け1時間



## 血痕の色がみその中で変化する要因

### 【弁護側新鑑定の内容】

- 1 血液が赤いのはヘモグロビンが赤いから
- 2 みそが酸性で10%位の塩分濃度であることから、赤血球の細胞膜が破壊され（溶血）、ヘモグロビンの変性、分解が進み、ヘム、ヘミン等の有色の鉄の化合物が生じ、さらに酸化等の化学反応が進む

### 【検察官の反論、反証】

- 1 色調の変化の化学的機序については争わない
- 2 血液でなく血痕の場合は化学反応に時間を要する
- 3 8トンのみそタンクの底では、酸素が乏しく化学反応が進まない
- 4 検察官のみそ漬け実験の結果1年2か月後でも周囲に赤みが残った
- 5 検察官も気がつかなかった赤みが残る他の条件があった可能性もある

色見本

## 検察実験の1年2か月後（11月1日）

2人の裁判官が立ち会って書記官が撮影した写真

58



## 黒褐色化のために要する時間と結論

- ① 黒褐色化は、ヘモグロビンの物理・化学反応による分解、変性によるもの（こうした反応には時間を要しない）
- ② みそのたまりが出ている状態での実験では、きわめて短時間で血痕の色が黒褐色化した
- ③ 発見時のみそは熟成しており、たまりが出ている状態であった
- ④ ねつ造であれば、麻袋の外から踏みつけたりすれば15分で中の衣類にもたまりをしみ込ませることができる
- ⑤ 檢察官が作った最も赤みが残りやすい条件下でも、すべて黒褐色化した

⇒ 1年2か月間みそ漬けになっていたとすれば、赤みが残っていることはありえない

## 審理の最終時点

新証拠だけではもちろん、他の全証拠からもやはり5点の衣類が犯行着衣であると認定することはできなかった

※もともと確定判決等の犯行着衣であるとの認定が誤っていた事件であるが差戻し後の審理によっても、同認定ができるような証拠は何も得られなかった

⇒ 再審開始は必然

## 死刑事件における誤判

本件は、新証拠がなくても誤判が明らかだった事件です。しかし、1審の死刑判決から5年が経過し、この間30人以上の裁判官が関わり、弁護人として活動した弁護士の数も50人以上になりましたが、それでも是正できていません。

誤判を是正させることは、とても困難なのです。また、もしは是正できたとしても、取り返しがつきません。その最たるもののが本件のような死刑事件の誤判です。

① 1次再審の即時抗告審は、ズボンよりステテコの方が多量の血液がついていることを「犯行途中でズボンを脱いだことも考えられる」と説明して、スルーしていましたが、そのときの裁判官の一人である小西秀宣氏は論文の中で、新証拠の明白性が認められないときは、もし誤判であることが明らかになったとしても「裁判手続き以外の手段によって解決するほかない」と書いています。

しかし、誤判により死刑が執行された場合、どのような解決手段があるのでしょうか。

② 5点の衣類について、ねつ造の可能性をまったく検討しないまま犯行着衣であると認定した控訴審の裁判長であった横川敏雄氏は、著書の中で「私にも誤判はあったが、それは有罪にすべき人を無罪にした場合に限られる」と書いています。

③ 控訴審、上告審の主任弁護人であった上田誠吉弁護士は、白鳥事件の再審請求において主任弁護人として、証拠の弾丸がねつ造である可能性を認めさせた上、その後の再審請求事件の流れを大きく変えた最高裁の白鳥決定を勝ち取りました。

ところが、上田弁護士は、この事件ではねつ造の主張すらしないまま、死刑判決を確定させてしまいました。

## 袴田事件から死刑制度を考える

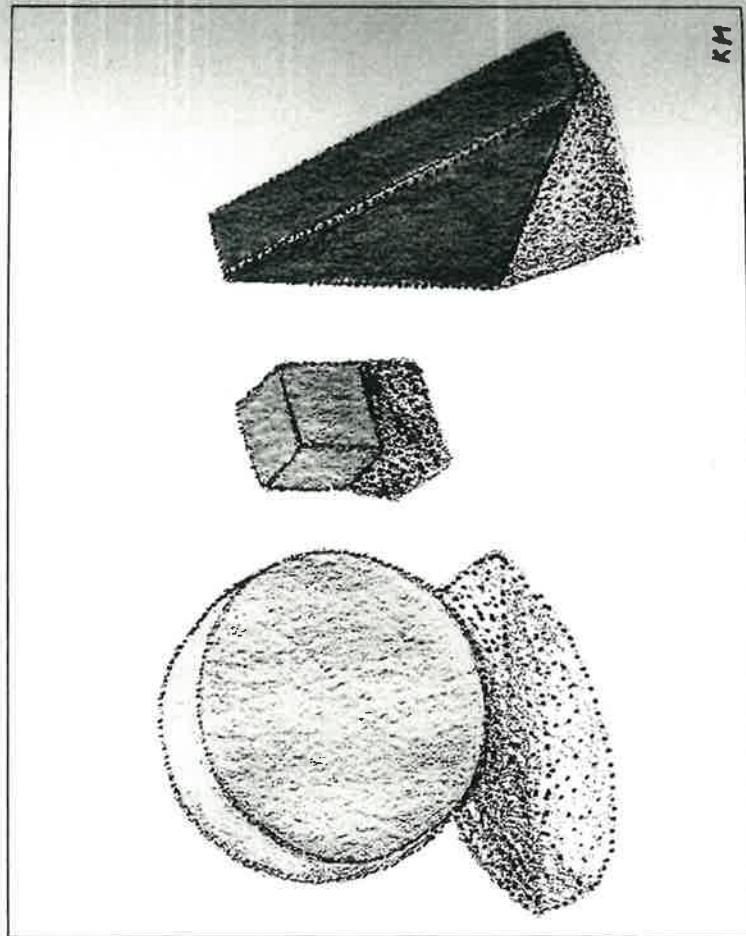
以上のような袴田事件の内容と経過をふまえると、死刑が憲法に違反するか否かなどという議論をするまでもなく、死刑については、

**「人は不完全な存在なのだから絶対の刑を科すことは許されない」**

と考えられます。この事件は、私たちにこのことをはっきりと示しているものと思います。

# 新規研究

再審事件と報道  
冤罪事件と司法／事件報道のあり方とは  
日野町事件と再審／冤罪事件を問う続ける  
新聞と短歌・俳句のいま  
変わる日韓関係を伝える



金曜六月六日、日曜六月八日、月曜六月十日、火曜六月十二日、水曜六月十四日、木曜六月十六日、金曜六月十八日

新聞研究 六月号 ©日本新聞協会 2023.6

<b>新聞研究</b> (年10回刊、1日発行〈1~2月、8~9月は合併号〉、定価80円、年間購読料8,800円)	(価格は税込み)
2023年 5月号 (854号) 4月号 (853号) 3月号 (852号)	サクライナは枝と報道の視点 第4回 子どもを見つめる報道 記者誌本2023
<b>新聞協会報</b> (年3回 7、11、3月号)	新聞協会の報道活動のはなし 海外報道界のニュース、調査研究資料などを紹介する新聞協会の機 刊紙 新聞・通信・放送界の倫理水準の向上、話題・報道界共通の基本方針とする。
<b>新聞技術</b> (年4回 第2・第4火曜日発行、年間購読料2,400円)	前面制作システムから印刷連携までの構成についての製作 技術専門誌も。 新規協会の報道活動のほか海外報道界のニュース、調査研究資料などを紹介する新聞協会の機 刊紙 新聞・通信・放送界の倫理水準の向上、話題・報道界共通の基本方針とする。
<b>新規協会報</b> (年3回 7、11、3月号)	新規協会の報道活動のほか海外報道界のニュース、調査研究資料などを紹介する新聞協会の機 刊紙 新聞・通信・放送界の倫理水準の向上、話題・報道界共通の基本方針とする。
<b>新規技術</b> (年3回 7、11、3月号)	前面制作システムから印刷連携までの構成についての製作 技術専門誌も。 新規協会の報道活動のほか海外報道界のニュース、調査研究資料などを紹介する新聞協会の機 刊紙 新聞・通信・放送界の倫理水準の向上、話題・報道界共通の基本方針とする。
<b>【新刊】データブック 日本の新聞 2023</b>	23年4月刊行、要型新事例、58ページ、定価2,500円 日本の新聞の各種基礎データなどを国別で記載
<b>【新聞研究】別冊 デジタル時代の新聞の公益性を考える</b>	22年12月刊行、95頁、86ページ、定価380円 デジタル時代に注目される新聞、ジャーナリズムのあり方を考察
<b>日本新聞年鑑 2023</b>	22年12月刊行、157頁、388ページ、定価13,200円 国内外の新聞界の動向、新聞・通信・放送各社の現況を収録
<b>新規年用語集 2022年版</b>	22年3月刊行、新規語、570ページ、定価1,600円 語書を分かちやすい日本語で書くための実用的な表記辞典
<b>放送で気になる言葉 敬語編 2019</b>	19年3月刊行、新規語、570ページ、定価3,300円 新規用語協議会設立公刊会報、放送現場で使う敬語表現の留意点
<b>取材と報道 2022年版</b>	22年3月刊行、新規語、570ページ、定価2,500円 新規用語協議会設立公刊会報、放送現場の立場運びの指針(11年版)
<b>放送で気に入る言葉 2011</b>	11年3月刊行、新規語、566ページ、定価650円 新規用語協議会設立公刊会報、放送現場と報道に関する報道業の共通認識、基本的考え方などを収録(改訂15版)
<b>美名報道——争奪を伝えるために</b>	16年3月刊行、A5判、60ページ、定価1,900円 其名報道の意義を事例や関係資料とともに解説
<b>NIEガイドブック高等学校編</b>	22年7月刊行、A4判、80ページ、定価550円 新学習指導要領に則した授業での新聞活用事例を掲載
<b>NIEガイドブック中学校編</b>	新学習指導要領に則した授業での新聞活用事例を掲載
<b>NIEガイドブック小学校編</b>	20年3月刊行、A4判、156ページ、定価330円 新学習指導要領に則した授業での新聞活用事例を掲載
<b>新規社の主要製作設備一覧2021</b>	21年11月刊行、要型A4判、156ページ、定価500円 新規社、関連出版社の主要製作機器・システムを収録
<b>新聞版売所の労務管理</b>	20年1月刊行、B5判、230ページ、定価550円 既存の従業員の労務管理に焦点を当てて分かりやすく解説(改訂6版)
<b>わかりやすい新聞版売の諸規則</b>	11年4月刊行、154頁、頃へり、定価5,000円 新聞版競争規制など新聞版売に携わる人の規則集(改訂4版)

購読お申し込みは新聞協会経理担当 TEL : 03-3591-3469 FAX : 03-3591-6149

\* \* 再審事件と報道 \* \* \* \* \*

# 普遍的岩盤にどう到達するか

免田事件を問い合わせ続ける

免田事件資料保存委員会  
元熊本日日新聞社 講説主幹 高峰

武

事件は生きている。今、この言葉をかみ締めている。

2023年3月、東京高裁は免田事件の再審開始を認める決定を出し、捜査側が証拠捏造した可能性が高いと異例の指摘を行った。事件は生きている、と冒頭に書いたのは、私たちが資料整理に取り組んでいる免田事件でも証拠をめぐる問題があつたからだ。もつとも免田事件の場合は偽造ではなく、消えてなくなる“粉失”だったが。

まずは免田事件を簡単に振り返っておきたい。1948年12月29日深夜(起訴状)、熊本県人吉市で折木謙一家が襲われ、夫婦2人が死亡、幼い姉妹が重傷を負った。翌49年1月13日、人吉市近くの球磨郡免田町(現あさぎり町)の免田栄さん(画像)が別件の窃盗容疑で逮捕され、その

後、強盗殺人容疑の追及が続き、自白調書が作られ、16日に逮捕。第3回公判で全而否認に転じたが50年3月23日、熊本地裁八代支部で死刑判決。52年1月5日、最高裁で死刑が確定した。その後6回目の請求で再審開始が認められ、83年7月15日、熊本地裁八代支部で無罪判決を受けた。免田さんが自由を奪われたのは1万2602日。逮捕時23歳の青年は57歳になっていた。

## 冤罪の原点

49年1月にスタートした戦後の新しい刑事訴訟法下の重大事件第一号となつた免田事件には、見込み捜査、任意性が疑われる取り調べ、自白係争、証拠の軽視といった「冤罪の原点」とでも呼ぶべき



免田栄さん最後の写真。右は妻の玉枝さん。約2週間後で亡くなつた=2020年11月17日、福岡県大牟田市の高齢者施設で

画像

## 義理の欠如である。

日本で初めて確定死刑囚に再審無罪判決が言い渡された免田事件。釈放された免田さんの「自由社会に帰ってきました」というやや甲高い声を、熊本日日の記者として聞いたのが直接の付き合いの始まりだつた。以後約40年、さまざまなかたちで免田さんと奥さんの玉枝さんと交流を絶け、最初の新聞連載である「検証免田事件」をはじめ、同僚、後輩たちの仕事も加えて4冊の本を出してきた。

2018年、玉枝さんから「自宅にある資料を冤罪防止に役立ててほしい」と相談を受けた。免田さんが90歳、玉枝さんは80歳を起々、福岡県大牟田市のそれぞれ別の高齢者施設に入つており、申し出の趣旨はよく分かつた。しかし、これが免田事件との新たな出会いになると、その時には全く思っていないかった。



たかみね・たけし=1952年生まれ。76年熊本日日新聞編集局長、論説委員長などを経て、2015年から論説部主幹(常務待遇)。2023年から熊本大学資料保存委員会教授。免田事件資料記念賞を受賞。

私と熊本日日の同僚の甲斐札一さん、それにRKK熊本放送の記者たつた牧口敏幸さんと「免田事件資料保存委員会」をつくり、資料の整理保存の作業にあたつた。3人の共通点は無罪判決前から収材を続けてきた記者ということだ。作業の過程で知ることになったのは34年間の獄中生活の実相だった。堀の中から家族に宛てた400通の手紙、第1回公判から死刑判決までの公判調書と証人尋問調書を全て手書きで写したつづりは891ページに及んでいた。詳しくは『生き直す免田栄』という執筆(改葬房)と『検証・免田事件「資料集」』(現代人文社)を手にとつてほしいのだが、その一つ一つが私たちの心に刺さつた。

## 「持続する志」

「免田事件に用心を持ち続けるのはなぜですか?」こう聞かれることが多いが、なかなかうまく答えられない。最大の理由は生身の免田さん本人が日々前にいる、ということであつた。これは連れられない事実だった。

免田事件では三つの問題があると思つてゐる。一つ目はなぜ捜査、裁判が間違

要素があった。証拠物の“紛失”は55年2月、免田さんが靴や衣類などの置物請求を行つたのに対し、国が「所有権放棄書を送付願います」と言ってきたことで発覚した。靴も衣類も血痕の付着をはじめ無罪を証明する極めて重要な証拠であったが、結局、紛失。の原因は不明のままだつた。冤罪事件には共通する部分と事件固有のものがあるが、通底するのは「小さな生」の無根と「まつとうな正

つたか。一つ目はなぜその誤りを34年間も正せなかつたのか、そして三つ目が私たち社会の側は何をしてきたのか、ということだ。この三つに正確な回答を私たちは出し得たのか。「十分答えました」という自信は今もない。答えるはないのだが、だからと言つて、逃げてよい話でもない。「持続すること」でしかその答えへの道はない、そんなふうに思うしかなかつた。23年3月、88歳で亡くなつた作家・大江健三郎の言葉を使えば「持続する志」である。

新聞には全国紙、地方紙があるが、本質的な意味でその区別に大きな違いはないのではないか。地方紙なら地域のことを書く、ということになるのだろう。しかし、地域のことを掘り下げていけば、その先に岩盤、もしくは脈にぶつかるはずだ、と私は思つてゐる。普遍的にぶつかるといふ言い方もできよう。免田事件を掘り下げれば日本の司法の普遍的課題に到達する、水俣病問題を掘り下げれば日本の近代の普遍的課題にぶつかる、そんな具合だ。慶應問題でもよいし、み問題でもよい。その普遍的脈を掘り出すかどうかは、自分が働く新聞社、放送局の本社がどこにあるか、ということで

はないはずだ。己の「志」をどう持続させるか。誰に何を伝えるのか、これらは組織ではなく、それぞれの「個」の意志にかかっているようと思う。

ここで免田事件から少し離れて、ある冤罪事件を紹介したい。

熊本日日新聞23年3月31日付の長期連載「江川紹子の視界良好2023」の見出しが「傍田さん再審確定、無罪へ冤罪防止、裁判官も現場に」で、裁判官が現場に出向くことの大切さを説いていた。傍田事件の再審開始決定を出した東京高裁の裁判長が陪席判事、書記官を伴い、静岡地検で行われた検察側の実験結果を確認していたことを紹介。検察が赤みの強調されるライトを使って写真撮影したのを見ていたのだという。江川氏がこうした「現場主義」の大切さの例として記事の中で挙げていたものに松尾事件があつた。

この事件は1954年、熊本県内で起きた女性暴行事件で有罪とされた松尾政夫さんが13回目の再審請求で無罪となつた事件である。2人連れの女性が襲われ、その後、同じ道を通りて帰宅途中だった松尾さんが疑われた。逮捕され自由を強要され、後に否認に転じたが懲役3年の

実刑が確定した。被審者と一緒にいた女性の目撃証言が決め手だった。出所後、松尾さんは再審請求を繰り返し、ようやく出会つた「手弁当」の弁護士の尽力により13回目の請求で無罪となつたのが、裁判所が行つた夜間の現場検証が無罪の決め手の一つとなつた。

私にとっても心に残る事件だった。全國的に注目を浴びる「大事件」ではなかつたが、あるやり取りがあつたからだ。通常、服役中の態度で減刑されることがあるが、松尾さんが刑期満了で出所したのが気になつたのでそれを聞くと松尾さんはこう答えたのだった。「刑務所でもずっとやっていません、と言ひ続けたので、改悛の情がない、とされたんですね」。再審公判で検察は争わず無罪となつたが、その時、松尾さんは既に死亡、残された奥さんが松尾さんの遺影を手に無罪判決を聞いた。死刑事件とそうでない事件の違いはあるが、冤罪に大きなも小小さいもない。無辜の民を罰してはならない。当たり前のことを「主」のいない法廷で思いながら、自分が発した質問の無神経さが今も心に残つてゐる。これも私が冤罪を考える普遍的岩盤へとつながつてゐることだ。

## 言葉をつくる

2023年4月、熊本県宇城市で「文化講演会／宇城」があった。宇城市は熊本県の中央部に位置し、築倉時代、豪古雙糸絵巻を残した竹崎季長がその一部を領した地でもある。講師は丁丁生命誌研究館名誉館長の中村桂子氏。中村氏は40億年に及ぶ生命の歴史を語つたが、中村氏が言う「生命誌」は生命の物語という要素が込められている言葉であった。「生命史」ではないのである。

講演を聞きながら、熊本にて苦海淨土など水俣病をはじめとする日本近代の民衆の物語を紹介した石井れ道子さんのことを思った。穏やかな時、石井れさんの言葉を使えば「ひかりぬ」とともなる不知火海だが、そこには奪われた幾多の命が埋まつてゐる。「苦海淨土」は「名もなき人」たちの魂が鎮まる場所として石井れさんがつくつた言葉だつた。

中村さんや石井れさんはやや趣を異にするが、免田さんもまた言葉をつくる人であつた。

「百害あって一理なし」。この文字を最初に読んだ時、誤用だらうと思ったのだ

が、よくよく考えてみれば「ちらの方」が実態をよく表している。普通は「百害あって一利なし」である。「害」だから「利」になる。しかし、司法の世界でいえば「理」の方がふさわしい。「一矢を投じる」とも書いた。普通は「一石を投じる」であろう。しかし「一石を投じる」は波紋を広げる、というほどの意味で、問題のありかを端的に銳く指摘するという意味ではいかにも弱い。ここもやはり「一矢を投じる」の方が断然ふさわしい。

## 考えることをやめない

13年1月。熊本市で開いた免田さんの米寿をお祝いする会。記者や支援の人たち、研究者らが参加したアットホームな会だったが、ここで免田さんは二つの言葉を発した。一つは「一番憎いのはマスコミです」だ。冒頭発言だつた。熊本弁に「わまかし」がある。やや斜めに構えて、人を批判したり、やゆする言葉である。明治から大正、昭和にかけて新聞人を多く輩出した熊本の風土に根ざした言葉で、私は「もつこす」よりもこちらの方が「肥後人気質」を表しているように思う。冒頭发言は、記者が多い会と

いうことを踏まえての「わまかし」という気もした。一方で、免田さんが私たちに向かた直球の言葉として投げたというふうに思ったのも事実だ。なぜきちんと聞いてくれなかつたのか、と。

もう一つは「再審は人間の復活なんですよ」だつた。冤罪は司法の過ちである。その過ちの根底に横たわるものは何か。免田さんの視線は司法の奥にある「核」の部分に「一矢を投じていた」というふうに思ふ。核の部分とは何か。それは「人を人と思わなくなつた」ということではないか。アリバイを言つたのに聞いてもらえず、アリバイつぶしまでされた、無実を示すはずの証拠も消えだ、社会に出てみると皆がもう年金もない、なぜか。免田さんが聞い続けてきたことだつた。それは警察、検察、裁判所という司法制度の組織はもとより、「世間」に向けて發せられた問い合わせであつた。その世間の最前線にいるのは「一番憎い」と言われた私たちマスコミであろう。

晩年、免田さんの口癖は「もう生きてきたかな」であり、「よい人に巡り合えた」であつた。しかし、2023年12月に95歳で閉じた生涯の、特に獄中の34年余で一本の芯棒となつていたのは強烈な生への執念

ではなかつたか、と思う。弟の免田光則さんへの1980年12月19日付消印がある手紙にはこうある。「大妻を現在、作つてなければ面倒だろうが…依分程作り、私が裁判の終り帰郷したその日から麦飯を食べるもう準備しておいて下さい」(原文のまま)。この手紙の約1週間前日の12月11日、最高裁は免田さんの再審開始を決めた福岡高裁決定を支持、再審開始が確定になつてゐた。この時点で免田さんは「社会復帰」の準備を始めたのだ。「大妻」が象徴するのは免田さんの生への執念の強さにはかならない。

そして、思う。逆説的な表現になるが、免田さんの生への執念に助けられたのは、実は私たちの側ではなかつたか、と。これほどまでの生への執念がなかつたら、免田さんの命は國家の手によつて消されていたのだから。無実のまま。

免田事件資料保存委員会の3人は古希前後のフリーの元記者だが、事件取材のビリオドを打てない今まである。これまでも書いてきたことだが、まだ免田事件をやつしているのか――今でもよく聞く声である。しかし、とと思う。何を間違つたのかを答えることをやめた時、私たちはまた過ちを繰り返すのではないか、と。

# 人間の復活を——免田事件が問うもの

科学的社会主义 No. 301 2023・5

再審、裁判のやり直しで、確定死刑囚から六度にわたる再審請求の結果、日本で初めて無罪になつた人に免田栄さんがいる。

一九七〇年一一月五日、老衰のため九五歳で亡くなつたが、私は一九八二（昭和五七）年七月一五日の熊本地裁八代支部（河上元康裁判長）の無罪判決を熊本日日新聞の記者として取材して以降、亡くなるまでの約三七年間、交流を続けてきた。

本稿は、死刑囚として四年半、死刑執行の恐怖の中で冤罪と闘い、「自由社会」に出てからの三七年間の「生」をたどつていくものだ。その軌跡には戦後社会の、私たちが気付かない「暗点」がくつきりと浮かび上がりつゝである。戦後新憲法の中の「日本の陰画」と言つてもいいのかかもしれない。ここでは、本稿のほか、免田さんが獄中から家族に出し続けた約四〇〇通の手紙を甲斐圭一氏が、免田さんが残した約一七〇〇冊の本を牧口敏孝氏がそれぞれ解説する。甲斐氏も牧口氏も免田さんが残

免田事件資料保存委員会 向峰 武

した資料の整理、保存を続ける免田事件資料保存委員会（代表・高峰）のメンバーである。

## 再審という壁

まずは再審をめぐる一つの事件を振り返りたい。

一つは「日野町事件」である。

大阪高裁は一九七三年二月、滋賀県日野町で酒店経営の女性（当時六十九歳）が殺害され、店の金庫が奪われた日野町事件で強盗殺人罪の無期懲役が確定した阪原弘・元受刑者について、再審開始を認めた大津地裁決定を支持、検察側の即時抗告を棄却した。阪原・元受刑者は再審請求をした後に病死、遺族が「死後再審」を請求していたが、死刑、または無期懲役の確定判決に対し、高裁が「死後再審」を認めたのは戦後初めてのことだ。

事件発生は一九八四年。死後再審の重い扉を開けたのは実況見分の写真承方などの新たに開示された証拠だった。捜査の写真の承方には、遺体に見立てた人形を持つ写真と持たない写真があるのに、人形を持って再現した写真ばかりが捜査報告書に載つており、「捜査官による誘導の可能性を含めて疑問が生じた」としたのだった。大津地裁の裁判長の勧告を受けて検察側が開示した写真の承方で分かつたことだ。

裁判員裁判の導入で、検察側証拠の一覧を弁護側が開示請求できるようになつたが、再審の証拠開示について明確な規定はない。大阪高検は最高裁に特別抗告を申し立てたが、再審における証拠開示のルール化は警察の課題である。免田事件でもこの証拠開示は再審開始に決定的な役割を果たしている。

一方、東京高裁は一九七三年二月、椿田巣さん（八七）の第一次再審請求の差し戻し審で再審開始を認める決定を出した。事件発生は一九六六年。静岡県のみそ製造会社の事務一家四人が殺害され、元プロボクサーの従業員椿田さんは逮捕された。捜査段階で自白したとされた椿田さんは裁判で無罪を主張したが一九八〇年に死刑が確定。一度目の再審請求審で静岡地裁が再審開始を決定、椿田さんを釈放したが、東京高裁が開始決定を取り消したため、最高裁が審理を差し戻していた。

焦点は、事件発生から約一年一ヶ月後にみそ工場のタンク内から見つかつた大穂五点の血痕の「赤み」。東京高裁は弁護側鑑定を採用し、一年以上みぞ濁けされると「赤みは残らない」

と判断、さらに、タンク内に隠匿してみぞ濁けにしたのは、「捜査機関の者による可能性が高いと思われる」とした。検察側は特別抗告を断念。静岡地裁での再審公判が確定した。

日野町事件にじる、椿田事件にじる、根底にあるのは自由の誘導、強要という捜査機関の構造的な「宿禰」とでも呼ぶほかない実態である。

「無事の民」を罰してはならない。誰もが疑わない法理だが、戦後日本の司法はこの当然の法理を守つたのかどうか。免田事件を通して見ていく。

## 事件との出会い

一九八三年七月一五日、熊本地裁八代支部支調。免田さんは「自由社会に帰つてきました」とやや甲高い声を上げた。一三歳で逮捕された免田さんは五十七歳になつていた。冒頭に書いたが、その模様を熊本日日新聞の記者として取材したのが私と免田さんとの直接の付き合いの始まりだつた。その後免田さんの取材を続けたが、勝ちんできたのが、「どうしてこんなことに」という疑問だつた。無実の人のがなぜ三四年間も死刑囚として獄中にあつたのか——。そう思い、事件をともに取材していた甲斐氏とともに判決全文を読みながら始めた。そして始めた「検証免田事件」という連載は三ヶ月の予定が、半年間の一八二回の連載となつた。

その後も、免田さん夫妻との交流は続いた。再審無罪判決日

や誕生日（一一月四日）などに小さな宴を持ち、免田さんが住む福岡県大牟田市の川でこれたうナギを持ち込んで来るところもあつた。

一〇一八年、奥さんの玉枝さんから「冤罪が繰り返されないよう役立ててほしい」と資料提供の申し出を受けた。その時、免田さん九〇歳、玉枝さんが八〇歳を超えて、ともに大牟田市の高齢者施設に入っていたので、申し出の趣旨はよく分かつた。事件をともに取材し、交流を重ねてきた甲斐氏に「元RKK熊本放送記者」たつた牧口氏も加わり、「免田事件資料保存委員会」を立ち上げ、二人で資料の整理、保存の作業を続けたのだが、そこで大きな驚きがあつた。

四〇〇通もの家族への手紙は甲斐氏が別稿で書いている通りである。このほか、自分でアイウエオの索引を書いた広辞苑、ほんほこの聖書等々、初めて目にするものばかり。強烈な印象を受けたのは、No.3との表書きのある厚さ一〇センチを超える綴りだつた。それは第一回公判から死刑判決までの公判調書、証人調書の綴りであつた。八九一頁にわたり、一行一行、手書きで公判調書を書き写していたのである。説得尋問という朱もある。「違う、違う」という免田さんの肉声が聞こえるような感じがしたものだ。まだ、凝固、という字の横には、「ぎょう」とルビが振られ、その横には「かたまり」の字がある。こうやって言葉を一つ一つ覚えてはつたのである。

免田さんを支えたのが熊本市の社会福祉施設「慈愛園」園長

の瀧谷総一郎氏（一九一三～一九〇一年）だつた。瀧谷氏は教諭師として福岡市の拘置所に通つ中で、ある死刑囚から犯行を否認し続ける男がいる。懺悔するよう勧めてくれ」という依頼を受ける。「否認し続ける男」が免田さんだつたが、誤字、脱字の多い手紙は一貫して冤罪を訴えていた。瀧谷氏は「ひょくとして」という疑問から、一審の弁護士に会いに行くが、「免田はやつていませんよ」と明言。こうして瀧谷氏らのアリバイ証人探しが始まつて、一九五六年の再審開始決定（西注決定）に繋がつていくのである。

免田さんが妹中から瀧谷氏に宛てた手紙は一〇〇通を超える点字も覚えた免田さんは、瀧谷氏が関係する言ろうあ児施設に四〇〇冊を超える点字の「免田文庫」も贈つてゐる。

免田さんにとって、生きるトコロは学ぶトコロ、学ぶトコロは生きるトコロだつた。

#### 捜査、裁判がなぜ誤つたか

これから、免田事件が浮き彫りにする三つの課題を考えていく。一つ目はなぜ捜査が誤り、裁判が誤つたか、二つ目はなぜ三四四年間もその誤りを正せなかつたのか、三つ目は私たちの社会の側の問題である。

まず、捜査、裁判の問題だ。

事件発生は一九四八年一一月二九日深夜から未明にかけて。強盗殺人容疑での免田さんの逮捕は一九四九年一月一六日。犯

人の人相に似てゐる、はつきりしないアリバイ、不自然な行動…。捜査側が持つた疑いだが、免田さんにすれば、夜の突然の連行と理由不足で強引な取り調べで、免田さんは「眠らせてからえなかつたのが辛かつた」と語つた。前年、炭鉱の入坑検査では「肋膜」と診断されてもいた。

同年一月から新憲法のもとでの新しい刑事訴訟法がスタート。事件は、自白重視から物証重視などを求めた新刑事訴訟法下の最初の重大事件となつた。

捜査、裁判の実際はどうたつたのか。検察側の話を紹介することで実態をみてみたい。

再審公判の主任を務めた伊藤鉄男検事は退官後に勤めた山梨学院大学の最終講義でこう語つてゐる。「正直なところ、当初の捜査があまりにも不十分でした。熊本地檢八代支部の検事は勾留延長せず、警察も事件送致と同時に身柄は拘置所に移され、その後は全く取り調べをしていません。第一審の公判途中から被告人が否認しているのに、検事の論告は画面でなく口頭で行われ、内容的にも極めてお粗末。判決もなぜ有罪としたのかその理由はまったく書かれていませんでした」（山梨学院大学法科大学院『ロー・ジャーナル』第12号、一〇一七年一一月）

一九八六年、最高検察庁は「再審無罪事件検討結果報告」と題する、免田事件、財田川事件（香川県、一九五〇年発生）、松山事件（高知県、一九五五年発生）の死刑囚が再審無罪になつた三事件の報告書をまとめたが、この中で免田事件について

「自白内容の不自然、不合理、不十分性、客観的事実との不一致、裏付け検査の不徹底、重要な事項についての供述の欠落、『絞首の暴體』の不存在」など具体的に指摘している。

「これが怪しい」として始まる見込み捜査、自白の強要、物証・手続きの軽視。免田事件には冤罪の原点がある。報告書が「泥縄式捜査」と呼んで批判した事件だが、なぜ死刑が確定するようになったのか。やはりそこでは「自白」の存在が大きかつた。免田さんが第三回公判で犯行を全面否認した時、裁判長とこんなやり取りが行われてゐる。

裁判長：ナタで切りつけだと言つてゐるが。

被告人：人吉市警で二日三晩そんなことはないと言つたが、自状せんと腰立て伏せをやれとか板張りの上に座つておれと言われ、嘘をつくつて言つた。

裁判長：嘘にしては詳しく述べることは言えないと思うが。

被告人：最初から公判で調べてかられば分かると思つてしまつた。

浮き彫りになるのは、「自白」から心証を形成してゐる裁判長の姿勢である。免田さんがよく語つてゐた言葉に「一人の警察官がした事件処理は最高裁判決に類する」というのがある。死刑囚の間で語られていた言葉という。最初聞いた時は不思議な言葉だと思つたのだが、振り返つてみれば、まさに免田事件がそうであつた。

警察、検察、裁判所という司法機関は私たちの社会の中で大きな役割を担っている。しかし神ならぬ人の身。間違ちは起ります。冤罪事件が後を絶たない現実が何よりの証左だ。では、どうして冤罪を防ぐか。それは裏返せば「謙虚さをじう保つか」と言うことでもある。「風を当てる」組織になっているか。伊藤檢事の言葉を借りれば「引き返す勇気が働く構造かどうか」。問ひ続けることを忘れた時に適ちを繰り返す。

### 再審といふ壁

一つ目はなぜ三四年間もその誤りを正せなかつたのか。ここでは、一人の人物を通して考えてみたい。

実は、免田さんのアリバイに気付いて再審開始の決定を出した裁判官がいたのである。死刑確定から四年後の一九五六年八月一〇日に再審開始決定を出した熊本地裁八代支部の西辻孝吉裁判長である。

刑事訴訟法四三五条は、「再審開始の要件を無罪を言い渡すべき『明らかな証拠をあらたに発見したとき』」と書くが、ハンドルは高く、「開かずの門」とも呼ばれていた。

退官し、弁護士になつていた西辻氏は熊本市の自宅で取材したことがあるのであるが、西辻氏は「申し立てはアリバイだつたが、自白していることが氣になり、自白が正しいものかどうかも間接事業として調べた」と振り返つた。

西辻氏は多くの未開示記録を検察官から職権で取り寄せ、五

〇人の証人調べを行つた。この時の未開示記録は再審判決で無罪を示す「白色蒼然たる物証」とも呼ばれることになる。熊本大学医学部の世良完介教授（法医学）に再鑑定を依頼したことでも大きかつた。世良教授は、一次鑑定では、銃で切りつけ、包丁でじごめを刺した（官白調書と同じ）としていたが、再鑑定ではこれを取り消し、包丁→銃とした。被害者の手に残る防衛剣が変更の決め手になつた。包丁でじごめを刺したといふ官白調書は誘導された疑いが出て来たのである。

申し立てにある「事件当夜は一緒にいた」という女性のアリバイ証言自体は原審でも出していた。悩んだ西辻氏らが参考にしたのは、要件を緩やかに解釈した一九三四（大正一二）年の大審院判例だった。「戒心に戒心を重ねて」。裁判官時代の西辻氏のモットーである。

しかしこの西辻決定は、福岡高裁で取り消される。アリバイ証言は原審で取り調べ済みで、西辻決定の考えは「通常の訴訟体制を著しく破壊する」と批判、「法の安定」を重視したのである。

再び光が差すのは一九七五（昭和五〇）年五月。最高裁第一小法廷の「白鳥決定」によつてである。「①確定判決の事実認定を覆すに足る蓋然性のある証拠で、②明らかな証拠がどうかは他の全証拠と総合的に評価し、③との判断に際しても『疑わしきは被告人の利益に』の刑事裁判の鉄則が再審にも適用される」。白鳥決定をリードしたのは東大教授から最高裁入りした

田藤光氏だが、白鳥決定以降、免田、財田川、松山、島田（静岡県）の各事件で死刑囚の再審無罪が相次ぐこととなる。

田藤氏らの第一小法廷は、免田事件の再審を開始するかどうかも最終的に決めたが、田藤氏は私の取材に「初動調査が不十分。よくこんな調査ができるものだ」と語つたのが印象的だつた。

田藤氏と西辻氏。最高裁判事と熊本地裁八代支部の裁判長といふ立場のまったく異なる裁判官が私に語つた言葉はまったく一緒だつた。「もし間違つていたのなら、それを正すのが司法への信頼を高める」となる。

再審がクローズアップされるたびに問題になるのが再審規定の不備である。

実は、そのことを一番感じていたのが免田さんで、免田さんは自身の再審無罪判決に再審を申し立てたのである。一〇〇五年三月のことだ。弁護士を立てずに自身で請求したのだが、請求の要点は①再審無罪判決では身柄の拘束が解消されていない②死刑とした一审の確定判決が取り消されていないなどである。

これには少し解説が必要だろう。①に関して言うと、刑事訴訟法には「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる」（四四八条）とあるだけ。死刑囚にとつて「刑の執行停止」は何を意味するか。「終音」のみか、「拘置」は含まれないのである。免田事件の場合再審無罪判決後に検察官の

釈放指揮書で、松山事件は裁判所の裁量で釈放された。榜田事件では静岡地裁の開始決定の時点では榜田さんは釈放された。②については、死刑囚再審は裁判のやり直しのため、判決の主文はただ「無罪」となる。通常の控訴審判決の場合、一审の判決を取り消した上で、「無罪」などとなるが、免田さんには、今も厳しい視線が注がれる一因に「死刑判決が取り消されていない」ことがあるからだという気持ちがあつた。

これに対して一〇〇七年一〇月、熊本地裁は請求棄却の決定を出すのだが、免田さんが訴えた冤罪被害者の「素朴な気持ち」は司法の条理と最後まで交差することはなかつた。

### 社会の側の問題

「自由社会」に出てからなくなるまでの三七年間、免田さんの問い合わせに社会の側はどう答えただろうか。象徴が年金問題である。

「なぜ私には年金がないのか」。免田さんが言い続けた疑問である。免田さんが受けた補償は刑事補償（強盗殺人罪での逮捕から無罪判決までの一万二五九九日に当時の最高額日額七二〇〇円をかけた九〇七一万二八〇〇円）と費用補償（二七一六万五四九四円）である。しかし、これは過去への補償であつて、将来への補償ではない。

年金については妻の玉枝さんも「（保険料を）納めていないからねえ」といつた感じたが、しかし、免田さんは訴えを

やめなかつた。一〇〇九年には年金の受給資格を求めて国に申し立て（門前払い）を行うなどの行動が日本弁護士連合会（日弁連）を動かし、日弁連は国に警告書を通知したりもしたが、国は「年金は保険料納付が原則、国民には周知した」という姿勢を崩さなかつた。しかし、死刑囚だった免田さんには獄中で年金制度の説明を受けた記憶はない。

一〇一三年、死刑囚で無罪になつた者に年金を支給する特例法が出来、年金を受給。これが亡くなるまでの生活の支えになつた。特例法の対象者は免田さんと奪命の島田事件の赤堀政夫さんの二人。たつた二人のための法律だが、しかし、これで免田さんが訴えなければ実現しなかつたものだ。「これでやつと人として認められた」この時の免田さんの感想だつた。

免田さんはよく言つていたものだ。「日本の人権は虹のようなものだ。近づくと消える。実態がない」。本来は私たちの側が気付くべきことなのだが、社会の側はいつも無視着である。

### 憲法の「傘」に入らない人たち

日本国憲法は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」をうたい、「法の下の平等」を言う。しかし実際はどうだろうか。このじつで、そんな疑問が強くなつてくる。

ハンセン病では、憲法違反の強制隔離が漫然と繰り返され、最高裁も「違法」と認める特別法廷が九五件も開かれており、違法な特別法廷で死刑判決が出され、熊本県内の男性が執行され

た。この事件では、民事訴訟ながら死刑判決を言い渡した裁判について「憲法違反」（一〇一〇年熊本地裁、確定）との判断が出されている。遺族が再審を請求しており、どう判断されるか注目したい。

旧優生保護法下で強制的に不妊手術を受けた問題もある。「不良な子孫の出生を防止する」と第一条でうたう法律は戦後の日本の国会で全会一致のもと成立し、母体保護法と改正されるまで四八年間もの間、修正されることとなつた。各地で国家賠償請求訴訟が起つされ、一〇一三年に入つてからは熊本、静岡、仙台の各地裁と大阪高裁で国に賠償命令が相次いで出され、国が主張する除斥期間適用についても「正義・公平の理念に反する」（大阪高裁）と一蹴している。

水俣病事件も、本誌で三回にわたつてみてきたように、根底には被害を認識しながらチシンの操業を繼續させた「國家の意思」があつた。ここに「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（二五条）という憲法の精神を見つけることは難しい。

いつのころからだらうか。免田さんが「再審は人間の復活です」という言葉を使つようになつたのは、一〇一三年に熊本市で開いた「米寿のお祝い」の席でも聞いたのだが、この言葉は長年免田さんと交流を重ねて来た私たちにも再考を迫るものであつた。

雪室といふ言葉がある。「無実の罪をすすき、潔白である」

とを明らかにするトビ（伝説苑）とされる。免田さんの圖にはこの言葉に象徴されると思つてきたのだが、それは皮相な見方であつた。なぜ、やつてもいひに犯人にされたのか、なぜ、アリバイがあつたのに消されたのか、なぜ、再審開始が出たのに取り消されたのか、なぜ、無罪になつたのに今も「刺すような根線」を浴びるのか、なぜ、自分には年金がないのか…。無数の「なぜ」が問うるのは、私たちの社会のありようそのものである。「再審は人間の復活」。この言葉には日本で初めて死刑倅から生還した一人の人間の魂の気付きと切ないまでの間に掛けがあつた。評伝・『生き直す 免田栄といふ軌跡』（玄書房、二〇〇〇円＋税）と資料集・『検証・免田事件』（資料集）（現代人文社、一一〇〇円＋税）を是非とも手に取つて欲しいと思う。

（たかみね たけし、熊本学園大学特命教授）

### 【スモ】

#### ・連絡先

免田事件資料保存委員会 平862-0942 熊本  
東区江津二二二八一七七 高峰方

TEL/FAX: 096(364)4510

メール:takamine3390-sh@coral.plala.or.jp

免田事件資料保存委員会への寄金の振込先

郵便局 振替口座 01780(4)150982

### 免田事件とは

一九四八年（昭和二二）年一二月三〇日未明、熊本県人吉市の白福角蔵さん方で、一家四人が殺害されているのが見つかる。起訴状では犯行時刻は「九日午後一時半ごろ」。夫婦一人が死亡、幼い姉妹が重傷を負つた。

一九四九年一月二三日夜 同県球磨郡勝地村（現球磨村）へ山仕事に来ていた免田栄さん（球磨郡免田町）現・あさぎり町）が警察に連行され、翌一四日に別件の米の窃盗容疑で逮捕され、一六日に強盗殺人容疑で再逮捕、犯行を認めず自白調書が作られる。熊本地裁八代支部の第三回公判で全面否認するが一九五〇年三月二三日、死刑判決。一九五二年一月五日に最高裁で確定する。

三回目の再審請求で熊本地裁八代支部の西辻孝吉裁判長は一九五六年八月一〇日、アリバイを認めて再審開始の決定を出すが、福岡高裁は「法の安定」を理由に開始決定を取り消す。

一九七五年五月に最高裁が再審開始の要件を広げる「白鳥決定」を出し、四年後の一九七九年九月二七日に福岡高裁が再審開始を決定。一九八三年七月一五日、熊本地裁八代支部の河上元慶裁判長は「古色蒼然たる物的証拠」（判決要旨）から免田さんのアリバイを認め、無罪を言い渡し、免田さんは即日釈放された。自由を奪われた日数は一万二六〇日に及んだ。一九八四年、玉枝さんと結婚、福岡県大牟田市で暮らし、一〇一〇

年一一月五日、老衰のため大牟田市の高齢者施設で亡くなつた。享年九五。

### 『実家への手紙ににじむ信念』

免田事件資料保存委員会 甲斐壯一

免田栄さんが実家に宛てた手紙類が四〇〇通余り残されていだ。無実の罪で逮捕、勾留された昭和二〇年代から、いつたんは再審開始決定が出た二〇年代までの父業策さんに宛てたものが大半。初めのうちは平仮名や片仮名が多く、誤字や当て字もあつて読みにくく箇所もあるが、差し入れてもらつた辞書や六法全書で言葉や法律を学び、しつかりした文面へと変わつていく。(引用はなるべく原文のままでし、カッコ内は補足した)

手紙の用件は衣類や日用品、現金の無心が多いが、戦後の食糧難を映して食べ物の求めもある。

死刑判決(一九五〇[昭和二五]年三月二二日)が出る直前。八代拘置支所から父業策さんに宛てた一月一四日消印のはがきでは「たべるものね豆三升、二ギリメシ二〇個、タマゴ十個、甘藷二〇個、モチ二〇個」の差し入れを頼んでいる。同じ便りでほかに舟前やシャツ、ズボン下などの衣類と本を三冊、現金五〇〇・六〇〇円。食べ物の多さが際立つてゐる。

死刑判決の直後、三月二七日消印の封書は筆跡が違うので

「十六日弁護士見え再審(開始)決定に着き今後の相談を致しました。……出来るだけ早やく面会に来て下さい。又服もお送り下さい。先ずお便りなりとも出して下されば私も安心しますので、父上のお考えをお知らせ下さい。九分九厘まで私の正しい審理が通りましたのですから今後の協力をお願ひします」

しかし書びもつかの間、検察側の即時抗告で審理は福岡高裁に移る。

死刑囚に再審の道が一度開かれたことで、免田さんの同級生らが支援運動に立ち上がり、獄中の免田さんにも伝わつたようだ。消印不明だが、封筒の裏に書かれた日付と内容から一九五九年二月七日にじたためたとみられる封書に、そのことが触れられている。

「私の為に同級生の方が運動なさつて居られる事、前便で知せがあり 新聞記字(記事)までお送り頂きましたが 全部を見る事は出来ず残念でした 自分の事を記さいされて居るのだから 見ても悪い事はないと思ひましたが 刑務所と云う処は今の社会とはかけはなれた処がだいぶあります 金記字(記事)の四分の一位で 後はスミでけてありました 思えば殘念でしかたありません」

しかし、福岡高裁は確定判決を重く見て「法の安定」を理由に再審開始を取り消し、最高裁も一九六一年一一月、福岡高裁の決定を支持、再審開始は「幻の決定」となる。再審開

代筆とみられるが、一年二九月に及ぶ勾留で栄養不足、運動不足から身体が衰弱していることがうかがえる。「現在の食料と運動では自分の身体の保証が出来ん様な有様なれば、一日も早く福岡に移り度いと念願致します」衣類に加えて「塩分の不足で困ります。何卒して油味噌の様な物」の差し入れを求めてゐる。そして「今私の私としては只身体を丈夫にして明白を立証する裁きの日を待つより外御座いません」

福岡移監の日は突然やつて來た。六月四日に代筆されたとみられるはがき、「本日午后五時 突然福岡行きを言渡を受け、明朝出発と言ふ事になりました」。父をはじめ家族に会えずに行くことを嘆き、遠方になり度々面会もできなくなるので便りだけは出してほしいと懇願している。ここでも食べ物のことを書いている。「最後何か腹一ぱい食つて行き度いと思ひ、御願ひも致して居ましたが 其れも出来ません」

翌日には追伸のはがきがある。「福岡に行く途に一度 赤飯かぼた餅でも腹一ぱい食つて行き度いと思つて居りましたが、其れも今は出来ません」。無念を隠せず、そして嘆う。「私も自日の身となり 著様の目前に出られる日の遠からん事を祈りながら 暫く間御別れ致します」

第三次再審請求で、熊本地裁八代支部の西江孝吉裁判長は二年余りの審理を経て一九五六六年八月一〇日、免田さんのアリバイを認め再審開始の決定を出す。

直後に業策さんに宛てた手紙に、免田さんの書びがにじむ。

始が決まるまでは、さらに二度の再審請求と二〇年近く歳月を要することになる。

再審開始が確定した直後の一九六〇年一一月一九日消印の便りの宛名は弟光則さん。送金のお札のついでに頼むと断つて書いてはあることがある。「大麦を現在、作つてなければめんどうだらうが一俵分作り、私が裁判の終り帰郷したその日の食事から麦飯を食べられるよう準備しておいて下さい」。心は早くも、二〇数年ぶりに社会に復帰して故郷に帰る日に飛んでいて、獄中と変わらない食事にも気を配つてゐる。

実家への手紙から読み取れるのは、無実の罪を晴らして家族の元に帰るのでじう、免田さんの強い信念だ。

(かい そういち)

### 『免田栄文庫から見えてくるもの』

免田事件資料保存委員会 牧口敏季

免田栄さんが、獄中で読んだ本の総数は一〇〇〇冊を超えてゐる。目録調査が終わつてゐるのは一〇一三年三月二日現在で一八六冊で調査はこれから。それでも多くの分野にわたつていてることが分かる。下記に簡単な分類をして列挙する。

#### 趣味、娯楽関係

『最新ナリヤ管理百科全書』『切花花木の栽培』

#### 文章技術関係

『新版文章を書く技術』『実用手紙文』	
法律関係	
『口語訳基本大法』『図解による法律用語辞典』『裁判の書』	
冤罪関係	
『誤った裁判——八つの刑事案件』	
宗教関係	
『仏教の実と虚』『仏教の立場から宗教とは何か』『新約聖書 新改訳』『日約聖書 別世記』『コトラン 上中下』	
一般教養	
『改訳 精神分析入門』『人体ツボの研究』	
宇宙、科学関係	
『銀河から宇宙へ』『科学の起源』の謎 宇宙の発見から数・生命・動力の発見まで』『地球はいつ生まれたか』	
人間の歴史	
『文明の起源と考古学』『日本歴史上中下』『世界史概観』——近世史の諸時代』『春の発見』『ナイル河の文化』『ドキュメント太平洋戦争(1)～(6)』『戦後経史(1)～(10)』	
免田さんが獄中で読んだ本には、すべて私本閲読許可証が貼付されている。支援者の潮谷綾一郎氏が園長を務めていた社会福祉施設に寄贈された後、ほとんど剥がされていたが、許可証が残されている本もあつた。前記の本の中にある『口語訳基本大法』の私本閲読許可証には、工場倉庫2-1、	

呼称番号3012、氏名免田栄、閲読許可51-5-10、閲讀期間51'8'9と記されていた。名前ではなく番号で呼ばれるという日常に、生そのものが管理されている雰囲気が伝わってくる。

獄中から父藤井繁さんに宛てた昭和二五年の手紙で、差し入れてほしいと要望した本は当時の国民雑誌だった。キリスト教の洗礼を受けてからは聖書、さらには再審請求のために六法全書と、免田さんは読書の幅を次第に広げていった。列挙した本の中にあるフロイトの『改訳 精神分析入門』には一八九所に赤鉛筆で印がつけられている。

読書が多く分野にわたっているのを見ると、冤罪を牆らす為了だけに本を読んでいたのではないと感じる。何のために読んだのか、その目的について免田さんは、潮谷綾一郎氏に宛てた手紙の中で「人間とはなにか、それが知りたいのです」と記している。死刑囚という死と隣り合わせの獄中で、読書から何が見えてきたのか、さらにたどりついきたい。

(まきぐち じしたか)

## 岸田政権の「異次元の少子化対策」を斬る

全国自治体労働運動研究会 清水英宏

岸田政権は、「子どもや予算の倍増」から「異次元の少子化対策」とボルテージを上げて「子ども・子育て政策」を推進すると言及している。その背景にあるのは、少子化の予想以上の進行である。

厚生労働省は二月二八日、二〇二二年一二月分の人口動態統計速報を公表した。二〇二二年一月より二月の出生数は七十九万九七二八人で、前年より四万三二六九人減少し、一八九九年の統計開始以来、初めて八〇万人を下回り、過去最少を更新した。国立社会保障・人口問題研究所が二〇一七年に発表した「日本の将来推計人口」では、出生数が八〇万人を割るのは二〇三三年としていたので、推計よりも一年早く少子化が進んでいる。

最初に、こども・子育て政策とも関連する安倍・菅・岸田政権と継承されてきた「全世代型社会保障」の経過について触れる。

### 「全世代型社会保障」を諺る

二〇一一年に消費税の引き上げ(五%→一〇%)を、野田民主党政権が自公両党と合意をしたことを受け、「社会保障制度改革国民会議」が設置された。安倍政権に代わっていた二〇一二年に、この会議が報告書を出した。その中で「全世代型社会保障」という言葉が使われ、それは「すべての世代に給付やサービスの対象を広げ、すべての世代が負担能力に応じて、負担し、支えあう仕組みである」と語っている。

これを受けて、政府は「給付」を全世代型に(高齢者中心であつたりを子育て世代への給付を増やす)する取り組みを、十分とは言えないにしても進めてきた。ところが、高齢化が進行し、社会保障費が増加する中、「負担・支えあい」も全世代型を進める方向に舵を切つた。

二〇一九年九月二〇日に、安倍政権は「全世代型社会保障検討会議」を設置し、全世代型社会保障改革として「人生一〇〇

## 免田事件略年表

年 月 日	
1925・11・4 (大正14)	免田栄さん、熊本県球磨郡免田町 免田栄策氏の二男として出 生届
1948・12・30未明 (昭和23)	熊本県人吉市の祈祷師白福角藏方で一家4人が殺傷されている のが見つかる。起訴状では犯行時刻は29日午後11時半ごろ
1949・1・1 1・13 1・4 1・6 2・17 3・24 4・14	新刑事訴訟法施行 免田さんが連行される 別件の窃盗容疑で緊急逮捕 強盗殺人容疑で緊急逮捕 熊本地裁八代支部で初公判、殺意を否認 第2回公判、アリバイ主張 第3回公判、全面否認
1950・1・16 3・23	玄米と糲の窃盗容疑で追起訴 熊本地裁八代支部で死刑判決
1952・1・5 6・7	最高裁で死刑確定 福岡高裁に第1次再審請求（棄却）
1953・2・11	熊本地裁八代支部に第2次再審請求（棄却）
1954・5・18	熊本地裁八代支部に第3次再審請求
1956・8・10	第3次再審請求で熊本地裁八代支部の西辻孝吉裁判長が再審開 始決定 アリバイを認める
1959・4・15	福岡高裁が西辻決定を取り消す 「法の安定」
1961・4 9・23	国民年金制度スタート 日本弁護士連合会（日弁連）人権擁護委員会に免田特別委員会 発足
12・6 12・16	最高裁が福岡高裁決定を支持 熊本地裁八代支部に第4次再審請求（棄却）
1963・12・20	ナタなどの証拠物引き渡しを求めて東京地裁に提訴。ナタなど の紛失が明らかに
1964・10・28	熊本地裁八代支部に第5次再審請求（棄却）
1972・4・17	熊本地裁八代支部に第6次再審請求
1975・5・20	最高裁が「白鳥決定」。再審開始の要件を緩める
1976・4・30	熊本地裁八代支部が第6次再審請求を棄却
1979・9・27	福岡高裁が第6次再審請求で免田さんの再審を決定
1980・12・11	最高裁が検察の特別抗告を棄却、再審開始確定
1981・5・15	熊本地裁八代支部で再審初公判

1983・7・15	熊本地裁八代支部の河上元康裁判長が、アリバイ成立を認め無罪判決（確定）
1984・3・12	財田川事件（香川県）で死刑囚に再審無罪判決
7・11	松山事件（宮城県）で死刑囚に再審無罪判決
12	免田さん、玉枝さんと結婚。大牟田市で暮らす
1986	最高検が「再審無罪事件検討委員会」の報告書作成、死刑囚の再審無罪事件を内部検討
1989・1・31 (平成元年)	島田事件（静岡県）で死刑囚に再審無罪判決
1990・9	大分県弁護士会が当番弁護士制度始める
2002・1・17	日弁連が免田さんの年金問題で法相、厚労相に勧告書
2005・3・25 (平成17)	免田さんが再審無罪判決に再審請求（棄却）
2009・6・5	免田さんが年金受給資格を求め、国に申し立て（門前払い）
2013・6・19	再審無罪となった元死刑囚が年金を受給できる特例法が成立
2020・12・5 (令和2)	免田さん、老衰のため死亡、享年95

## 奥本章寛死刑囚の手記全文

私は現在、福岡拘置所に拘置されていまして、死刑の執行を待つ身です。裁判員裁判（宮崎地方裁判所）での死刑判決が2010（平成22）年12月7日、控訴審（福岡高等裁判所宮崎支部）の同判決（控訴棄却）が2012年（同24）年3月22日、上告審（最高裁判所）の同判決（上告棄却）が2014（同26）年10月16日（判決訂正申立ての棄却が11月5日）です。そして、死刑確定の告知が11月18日で、告知後から確定処遇に入りました。私が死刑確定者になったのは、2010年3月1日早朝（私は当時22歳）、同居していた義母（同50歳）と妻（同24歳）、長男（同生後5ヶ月）の3名を自宅で殺害したからです。家族3名を殺害した動機は、義母との生活から逃れたかったという自己中心的で身勝手極まりないものでした。生後6ヶ月直前の寝返りが打てるようになった息子を、育児に家事に懸命だった妻を、本当に家族思いだった義母を殺害する理由はどこにもありませんでした。家族3名の殺害という重大な結果となったのは、ひとえに私が無知で未熟者、愚か者であったためだと思っています。事件のことはもちろんですが、さまざまなことを今も悔み続けています。被害者には心の底から申し訳なく思っています。そして、御遺族の皆様にも大変申し訳ないと思っております。どんなにお詫び申し上げてもお詫びし尽くせません。家族3名を殺害した後の生活のことは、殺害を考え始めて（事件の数日前）からはまったく考えていませんでした。それ以前には、妻ともし離婚した場合の生活のことは何度も考えたことがあります。妻と離婚し独りになら、慰謝料と養育費をきちんと支払うために、私と妻の借金をきちんと返済するために、生活費を稼ぐために働いて働いて、働きまくろうと漠然と考えていました。同時に一緒に仕事をしていた独身の同僚達が話してくれた、思わず羨ましいと思ってしまった話は私には無縁の生活だとも考えていました。私が信仰しているのは浄土真宗です。毎日、朝夕のお勤めをし、写経・書写をしています。そして、一日に何度も称名をしています。写経・書写は、さまざまのことの後悔の気持ち、謝罪の気持ちで行なっています。それらの時間は、毎日の生活の中で特に大切な時間となっています。命あるかぎり続けます。毎日、被害者に手を合わせ、謝罪しています。一日に何度も被害者の名を口にしています。何にもならないかもしれません、これも続けます。私が逮捕されたのは、事件翌日（3月2日）のまだ日が昇らない時間でした。その後、留置場に入れられ、刑事施設内での生活が始まりました。留置場には4ヶ月程居まして、7月を過ぎてから宮崎刑務所に移送されました。宮崎刑務所内にある拘置棟での生活は死刑が確定するまで続きまして（約4年4ヶ月）、2014年11月26日に福岡拘置所に移送されました。現在、生活している部屋は監視カメラ付きの単独室で（留置場と宮崎刑務所でも同じ）、広さは約4畳です。畳は3枚で、残りの1畳程度のスペースに向かい合う形で水洗トイレと洗面台が設置されています。一人で生活するには充分な広さだと思っていまして、電気は蛍光灯が2本で、外からの自然光もあるので明るさも充分です。部屋には机（縦40×横60×高さ37.5cm）が1脚あり、この机で朝・昼・夕の食事（受刑者1名が配食）をし、書き物をします。私は平日、自己契約作業（紙袋製作）をしていまして、作業もその机で行ないます。作業で稼いだお金（月に5千円前後）は慰謝料の足しにし、菩提寺へのお布施代にしています。現在、御遺族のお一人に慰謝料をお支払いしていますが、その作業金を含めてもとても少額です。慰謝料用のお金を捻出するために私が色鉛筆で絵を描き、支援者がその絵

を利用して、うちわとカレンダーを製作して販売しています。私が犯した大罪は、いくら慰謝料を支払おうとも罪が軽くなったり、許されることはまったくないと思っています。また謝罪することと慰謝料を支払うのは加害者の最低限の当然のことだと思っています。私の裁判員裁判と同時期に、お二人の御遺族が私に対して、損害賠償命令の申立てをされました。請求額は当然莫大な金額でしたが、お金があるのならばすぐにでも請求額全額をお支払いしたい、いや、それ以上の額の慰謝料をお支払いしたいと思っていました。お二人は結局、申立てのすべてを取り下げられました。私は今でも慰謝料は御遺族の皆様にお支払いしたい、命あるかぎり支払い続けたいと思っています。しかし、現状はお一人の御遺族にとても少額の慰謝料しかお支払いできていません。支援者が尽力してくれていますが、現実はきびしいです。とても心苦しく思っています。私は絵を描くのはとても苦手で、まったくの素人ですが私なりに懸命に描いています。絵を描いている時は被害者を念頭に置いているためか、写経・書写をしている時と似た心境です。ですので、絵を描くのは写経・書写と同じだと思っています。支援者のおかげで、絵を描くことによって少額ではありますが慰謝料を支払えるようになりました。本当に有難いことです。心から感謝しております。支援者がいるかぎり、絵を描くことを続けます。私が被害者にしたことによく思い出していますが、本当に恐ろしいとんでもないことをしたとその都度、心底思います。私が犯した罪の罰は、死刑ではまったく物足りないとと思っています。日々罪が重くなっているように感じています、毎日苦しいです。自業自得ですね。私が毎日行っていることが償いになっているのかはわかりませんが、罪を償いたいと強く思っています。しかし、私が犯した罪はあまりに重大で、償いきれません。虚しく日が過ぎていきますが、行っていることを命あるかぎり続けます。この世との縁が無くなっても償いを続けたいと思っています。もしかすると、そこからが真の償いの始まりなのかもしれないと考えています。今日も手を合わせて、南無阿弥陀仏。奥本 章寛2017（平成29）年11月」（([https://www.bengo4.com/c\\_1009/n\\_7067/](https://www.bengo4.com/c_1009/n_7067/) 参照 2023年6月4日)）

## 宮崎家族3人殺害事件の時系列表

平成22年3月1日 宮崎県宮崎市内で、22歳の青年（奥本章寛さん）が、同居する義理の母、妻、生後5か月の子を殺害、子の死体を遺棄した。

同日 逮捕

同日 A弁護士出動

3月4日 B弁護士出動（以後、最高裁まで2名態勢）

7月～ 公判前整理手続

11月 裁判員裁判（実質的な審理期間は4日間）

12月7日 判決（死刑）

控訴

平成23年7～8月 弁護側による犯罪心理鑑定（動機は義母の苛烈ないじめから逃れるためのもの。再犯可能性はなく、更生は可能であると鑑定。）

平成24年1月 上記鑑定を行った臨床心理士の証人尋問

平成24年3月22日 福岡高裁宮崎支部 控訴棄却

上告

平成26年10月16日 最高裁 上告棄却

平成27年 福岡拘置所に移監

被害弁償のために、色鉛筆にて作画を開始（色鉛筆を用いて描かれた絵ハガキ・カレンダーを販売して、その収益を被害弁償金として遺族に届ける活動をしていたもの）

令和2年 色鉛筆・鉛筆削りの使用禁止

令和3年7月30日 色鉛筆の使用を求め、東京地裁に訴え提起（行政訴訟）

令和5年5月25日 訴え却下判決

控訴（現在、東京高裁に係属中）